

平成 29 年度
自 己 点 検 評 価 書

平成 29 (2017) 年 6 月
くらしき作陽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1 使命・目的等	8
基準 2 学生	17
基準 3 教育課程	41
基準 4 教員・職員	62
基準 5 経営・管理と財務	71
基準 6 内部質保証	78

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学園の建学の精神は「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、「慈悲と智慧」と「以和為貴」(和をもって貴しとなす)、「以礼為本」(礼をもって本となす)の精神を具えた清浄で円満な人格の持ち主の育成を目指している。

本学園の教育理念(学是)である「念願は人格を決定す 継続は力なり」は、「慈悲と智慧」、「和と礼」を身に付けた立派な人間になることへの他者(大いなるもの)からの願いに気づき、一途にそれに応え続けていく姿勢からその人の本当の人格が生まれるという考えからきている。

創立者の松田藤子は、若くして尾道女学校の教頭をしていたが、母の影響を受け仏教に信仰の篤い人であった。学校に勤めるかたわら、住岡夜晃につき大乘仏教の教義を学んでいた。同時に、わが国の学校教育が教師の技術と知識の伝授に偏り、心の教育が軽んじられる傾向にあることを憂いていた。創立者は、人生の意義を教え永い人生をいかなる境遇にあっても、強く、正しく、明るく生きぬく力を与え、感謝とよろこびの人生に導くのは仏教であると悟り、若い学生にとって仏教を通した心豊かな人間形成が最も大切なことと考えた。そこで、建学の精神を「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」とした学校設立を決断し、大乘仏教に基づいた「念願は人格を決定す 継続は力なり」のこたばを学是に掲げて、津山女子高等技芸学院を、昭和5(1930)年4月岡山県津山市に設立した。

創立者の「み仏の教えは心の糧であり、真の人間形成の指針となるものである。真理を求めて、永遠の幸福とは何かを尋ね、人生生活を、強く、正しく、明るく生き抜き、逆境の中にも恩寵を見出し、無碍の一道と、喜びと感謝に満ちた人生は、若い日に聖賢の教えを聞くことにより実現できる」との強い信念から、作陽学園は宗教的情操教育を行うことを目的に創立されたものである。

2. 使命・目的

くらしき作陽大学の使命・目的については、くらしき作陽大学学則の第1章総則第2条に「本学は、大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養するという建学の精神に則り、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、心豊かにいきいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、くらしき作陽大学大学院の使命・目的については、くらしき作陽大学大学院学則の第1章総則第2条に、「くらしき作陽大学大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、知識基盤社会を支え、文化の進展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。」と規定している。

建学の精神を基とした本学の使命については、上記の学則の内容を簡潔にしかも分かりやすく「菩薩道を歩むプロの養成」と表現することとし、学校法人作陽学園寄附行為細則第2章第5条に明文化した。

「菩薩道を歩むプロ」とは、学是を具現化した姿であり、自己の人格を磨き、他者へ

の思いやり、献身、布施ができる「心豊かにいきいきと生きる職業人」を意味している。音楽、食文化、子ども教育とそれぞれの専門分野は異なるが、各々がプロの職業人を目指すとともに菩薩（真の人間）を目指すことである。

3. 本学の個性・特色等

本学の建学の精神は「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、本学では、人間教育と同時に、優れた知識と技能を有する職業人を養成する専門教育を担うことが求められている。

本学の個性・特色としては、建学の精神に基づいた人間教育と、それぞれの学部における特色ある専門教育、ならびに大学の教育研究機能を活かした地域貢献の3点であり、下記にその内容を説明する。

1) 建学の精神に基づいた人間教育

建学の精神である「大乘仏教に基づく豊かな人間性の涵養」の理解については、「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」「宗教Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」の必修科目で講義を行うとともに、入学式、卒業式、追悼法要「報謝の集い」等の学園行事における学長挨拶においても、建学の精神への理解が得られるように努めている。「アセンブリー・アワー」における月に一度の月例集会、ならびに年に一度の創立者と物故された教職員の追悼のための音楽法要を開催して厳粛なセレモニーを行い、参会者が「生かされている」ということへの感謝と畏敬の念を共有することとしており、学生にとって「宗教」の授業だけでなく建学の精神の理解を一層深める機会としている。

また、これまで「宗教」の授業だけでは建学の精神を十分理解しないまま卒業する学生がいたことから、「菩薩」の「六度の行」に通じる最も基本的な行いとして、挨拶、掃除、合掌を日頃実践目標とし、自利・利他を心がけ、明るく、元気にいきいきと生きる菩薩道の実践に務めることを具体的に指導している。

教職員に対しては、新任教職員研修会、FD(Faculty Development)&SD(Staff Development)全教職員会議ならびに、建学の精神に関するレポート冊子作成により理念の共有化を図っている。

2) 各学部における特色ある専門教育

本学は、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の3学部で構成されており、それぞれの学部が以下のような特色ある専門教育を実施している。

音楽学部では、充実した指導陣による個人レッスンなどの実技指導と、進路支援を目的としたコース制度による教育を行い、多くの演奏家や音楽教育者を育て、音楽を通じて地域と連携し音楽文化の向上に寄与してきている。とくに、モスクワ音楽院をはじめとするロシアやイタリア、アメリカ、中国など海外の大学との連携協力により優れた音楽家を招聘するなど質の高い教育研究を行ってきており、これは音楽学部の長い歴史に裏打ちされた伝統的特色といえる。

食文化学部では、栄養学科、現代食文化学科ともに栄養士養成を核に教育研究を行っているが、様々な実習やインターンシップなどの充実により実践力に優れ、資格取得に

強い専門教育を行っている。とくに栄養学科においては、管理栄養士国家試験合格率が平成 26(2014)年度は 100%、平成 27(2015)年度は 98.8%、平成 28(2016)年度は 96.3%と優秀な成績を上げている。当該学科に入学してくる学生の偏差値は国公立大や有名私立大に比べ必ずしも高くないが、そのような学生たちが 4 年間の教育で、管理栄養士国家試験受験時には、これらの大学と同等かそれ以上の成績を収めていることは、食文化学部の教育力の高さを示す証といえる。

子ども教育学部は、乳幼児から児童期の教育を担う保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭を養成する学部として設置された。特に、乳幼児期から児童期の子ども教育の幅広い知識と実践力の修得に加えて、特別な支援を必要とする子どもたちへの特別支援教育力の育成に力を入れている。特別支援教育については現場に強い 4 名の専門家が連携し、一貫性のある指導をチームで行っている。平成 28(2016)年度には障害のある子どもの特別支援教育をはじめ、就学前教育・学校教育の在り方を「根拠に基づいた五感による指導・支援」研究と実例からとらえる「特別支援教育ラボ」を学内に設立した。こうした特別支援学校だけではなく通常学級や保育現場での特別支援教育の展開は、子ども教育学部の現代的教育ニーズに対応した優れた取り組みといえる。

以上、本学では音楽学部の質の高い音楽力、食文化学部の資格取得に強く優れた実践力、子ども教育学部の現代的教育ニーズに対応した特別支援教育力という特色のある専門教育に取り組んでいる。

3) 大学の教育研究機能を活かした地域貢献

本学を構成する音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の 3 学部の専門分野は、いずれも人間生活を送る上で大切な分野といえ、これまでそれぞれの学部の専門分野の教育・研究を活かしながら、大学が立地している倉敷市を中心に、地域と密着した社会貢献活動を行ってきた。

具体的には、音楽学部では、演奏芸術センターを設置し、学内外で年間 100 回を超える演奏会を行っている。特に県内では唯一の音楽学部として、倉敷市主催で毎年 3 月に開催される倉敷音楽祭への協力や、倉敷美観地区で毎週開催される倉敷館コンサートへの教員・学生の出演、地域の学校や各種団体からの依頼を受けた出張演奏、各種音楽団体の指導等音楽による多様な地域貢献を展開している。また、学内の音楽施設の地域住民への貸し出し等も行っている。その他地域で開催される各種コンクール等の審査なども担当している。

食文化学部では、地域の食文化振興に貢献するために、市民を対象とした食文化を見直す公開講座や栄養改善指導、ならびに地域からの要請に応えた商品開発等を行っている。とりわけ商品開発交流研究センターでは、地場産品を活用する商品開発に向けた研究会の開催や、各種技術相談への対応や産学共同による食品の開発、ならびに地域開催行事の「玉島祭り」、「新倉敷駅前フェスタ」、「高梁川マルシェ」への出店等を積極的に行ってきた実績がある。

子ども教育学部は、子ども教育研究センターを設置するとともに、子ども教育や子育て支援、特別支援に関する地域の教育委員会や学校での各種研修・教育相談・講演会や、学部附属の児童文化部「ぱれっと」の乳幼児を対象とした出張公演、地域開催行事への

ボランティア活動を行っている。また平成 24(2012)年度からは倉敷市から委託された子育て支援事業を展開する場として「どんぐりっこ」を附属認定こども園内に開設している。

また、平成 26(2014)年度からは、岡山県から「おかやま子育てカレッジ」に指定され、学部が有する知的資源・人的資源やそのネットワーク、施設等を活用し、協働による地域ぐるみの子育て支援を行っている。

このように子ども教育や子育て支援の地域ネットワークづくりと、特別支援教育に関する実践研究の成果を地域貢献に生かしてきた。

このような学部や附属センターの教育研究の特色を生かした地域貢献活動に加えて、平成 22(2010)年度からは全学行事として学内に「地域・学校連携委員会」を組織し、倉敷市玉島地区を中心とした子どもと保護者のための「さくようキッズキャンパス」事業なども開催している。

また、平成 26(2014)年度より、本学は文部科学省「地（知）の拠点（COC）整備事業（以下、「COC 事業」という）」に採択された。共同申請した倉敷芸術科学大学と本学は地域志向の大学として、倉敷市と共に教育、研究、社会貢献の三位一体改革を推進し、課題解決能力を持った地域人材育成と産業活性化に寄与すべく、さまざまな展開を行っている。

これらの地域貢献事業は、教育研究成果の地域への還元というだけではなく、本学の使命である菩薩道の実践ともいえる。

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

本学園は、昭和 5(1930)年 4 月に岡山県津山市に津山女子高等技芸学院の名称で創立したことに始まり、教育は松田藤子が、経営は夫の松田信夫が責任を持ってあたった。

第二次大戦後、全国に実学を中心とした修学年限 2 年の短期大学が昭和 25(1950)年頃から創立されはじめたが、本学園は、昭和 26(1951)年に岡山県では最初の短期大学として家庭科を設立した。

昭和 41(1966)年 4 月には、4 年制の作陽学園大学が音楽学部のみ単科大学として創立され、その後作陽音楽大学に改称し発展してきた。平成 8(1996)年 4 月に、倉敷市の誘致により現在の倉敷市玉島地区に移転し、くらしき作陽大学に改称するとともに、食文化学部を設置した。平成 20(2008)年 4 月には、子ども教育学部を新たに設置し、現在、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の 3 学部の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。さらに平成 22(2010)年 4 月には、大学院音楽研究科を設置し、平成 25(2013)年 4 月くらしき作陽大学附属幼稚園を設置(平成 27(2015)年 3 月廃止)し、平成 27(2015)年 4 月くらしき作陽大学附属認定こども園(幼保連携型認定こども園)へと移行した。

本学園の沿革については、以下に時系列で示す。

昭和 5(1930)年	4 月	津山女子高等技芸学院を津山市南新座に創立
昭和 11(1936)年	3 月	文部大臣認定の甲種中等学校に昇格
昭和 19(1944)年	4 月	岡山県作陽女子商業学校と改称

くらしき作陽大学

昭和 21(1946)年	3 月	財団法人設立認可
昭和 22(1947)年	4 月	岡山県作陽中学校設置
昭和 23(1948)年	4 月	岡山県作陽女子高等学校と改称
昭和 25(1950)年	12 月	学校法人作陽学園設立
昭和 26(1951)年	4 月	岡山県作陽中学校募集停止
昭和 26(1951)年	4 月	作陽短期大学設立
昭和 38(1963)年	4 月	岡山県作陽女子高等学校を岡山県作陽高等学校に改称
昭和 41(1966)年	4 月	作陽学園大学設立
昭和 43(1968)年	4 月	作陽学園大学を作陽音楽大学に改称
昭和 50(1975)年	4 月	作陽音楽大学音楽学部を教育音楽学科教育音楽専攻、幼児教育専攻増設
昭和 62(1988)年	4 月	作陽短期大学に情報処理学科設置
平成 8(1996)年	4 月	作陽音楽大学・作陽短期大学音楽科を倉敷へ移転
平成 9(1997)年	4 月	作陽音楽大学をくらしき作陽大学に改称
平成 9(1997)年	4 月	くらしき作陽大学に食文化学部設置
平成 11(1999)年	3 月	作陽短期大学家政学科、幼児教育学科廃止
平成 11(1999)年	6 月	チャイコフスキー記念ロシア国立モスクワ音楽院と芸術文化交流協定の締結
平成 14(2002)年	4 月	くらしき作陽大学食文化学部をフードシステム学科、栄養学科増設
平成 15(2003)年	9 月	作陽短期大学情報処理学科廃止
平成 20(2008)年	4 月	くらしき作陽大学に子ども教育学部設置
平成 21(2009)年	4 月	くらしき作陽大学食文化学部食生活学科を現代食文化学科に改称
平成 21(2009)年	4 月	くらしき作陽大学食文化学部フードシステム学科を食産業学科に改称
平成 21(2009)年	4 月	作陽短期大学音楽科を作陽音楽短期大学音楽学科に改称
平成 22(2010)年	4 月	くらしき作陽大学に大学院音楽研究科設置
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学音楽学部音楽教育学科の募集停止
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学音楽学部音楽学科の定員変更
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学子ども教育学部子ども教育学科の定員変更
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学附属幼稚園を設置
平成 26(2014)年	3 月	くらしき作陽大学食文化学部食産業学科廃止
平成 27(2015)年	3 月	くらしき作陽大学附属幼稚園廃止
平成 27(2015)年	4 月	くらしき作陽大学附属認定こども園を設置
平成 27(2015)年	4 月	作陽音楽短期大学音楽学科を音楽専攻と幼児教育専攻に分離
平成 29(2017)年	3 月	くらしき作陽大学音楽専攻科廃止

2. 本学の現況

- ・大学名 くらしき作陽大学
- ・所在地 〒710-0292 岡山県倉敷市玉島長尾 3515
- ・学部構成
 - 音楽学部
 - 音楽学科
 - 音楽教育学科（平成 25(2013)年 4 月募集停止）
 - 食文化学部
 - 現代食文化学科
 - 栄養学科
 - 子ども教育学部
 - 子ども教育学科
 - 大学院音楽研究科

- ・学生数、教員数、職員数（平成 29(2017)年 5 月 1 日現在）

1) 学生数

（学部）

	音楽学部			食文化学部			子ども教育学部			合計		
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 年	9	22	31	9	139	148	22	117	139	40	278	318
2 年	19	28	47	11	124	135	29	115	144	59	267	326
3 年	16	36	52	14	126	140	32	126	158	62	288	350
4 年	9	40	49	23	131	154	24	87	111	56	258	314
計	53	126	179	57	520	577	107	445	552	217	1091	1308

（大学院）

	音楽研究科		
学年	男	女	計
1 年	2	3	5
2 年	3	2	5
計	5	5	10

2) 教員数

（学部）

	音楽学部			食文化学部			子ども教育学部			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	5	1	6	5	5	10	6	7	13	16	13	29
准教授	6	1	7	3	5	8	1	3	4	10	9	19
講師	0	2	2	2	6	8	7	3	10	9	11	20
助教	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1
計	11	4	15	10	16	25	14	14	28	35	34	69

(大学院)

	音楽研究科		
	男	女	計
教授	3	1	4
准教授	3	0	3
講師	0	0	0
助教	0	0	0
計	6	1	7

※音楽学部の教員が兼務

3)職員数

職名	男	女	計
正職員	19	6	25
嘱託職員	4	15	19
臨時職員他	7	5	12
計	30	26	56

※法人所属の職員を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人作陽学園は、学校法人作陽学園寄附行為細則第2章第2条において、建学の精神を「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」と明記し、第3条に学是を「念願は人格を決定す 継続は力なり」、第5条に使命を「菩薩道を歩むプロの養成」と明文化している。

本学の使命・目的については、寄附行為細則に基づき、くらしき作陽大学学則において、下記のように具体的かつ明確に規定している。

使命・目的

くらしき作陽大学学則 第1章総則第2条

「本学は、大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養するという建学の精神に則り、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、心豊かにいきいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。」

くらしき作陽大学大学院学則 第1章総則第2条

「くらしき作陽大学大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、知識基盤社会を支え、文化の進展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。」

本学の教育目的については、各学部・学科単位で下記のように、具体的かつ明確に定めている。

音楽学部 of 教育目的

建学の精神に基づく人間教育のもとに、音楽に関する質の高い専門性を身につけた心豊かにいきいきと生きる職業人を養成するとともに、国際的な音楽文化の教育研究拠点として地域に貢献することを目的とする。

音楽学科

国際的な音楽文化の教育研究を通して、音楽に関する豊かな感性と高度な技術とともに、社会性ある音楽家を養成する。

食文化学部教育目的

建学の精神に基づく人間教育のもとに、食に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、食文化の教育研究拠点として地域に貢献することを目的とする。

現代食文化学科

食に関する教育研究を通して、食を総合的に学修した食文化に強い心豊かな栄養士ならびに教員等を養成する。

栄養学科

食と健康に関する教育研究を通して、健全な未来社会を築くために貢献できる心豊かな管理栄養士を養成する。

子ども教育学部教育目的

建学の精神に基づく人間教育のもとに、保育と教育及び子育て支援に関する質の高い専門性を身につけた心豊かな生きいきと生きる職業人を養成するとともに、保育と教育及び子育て支援の教育研究拠点として地域に貢献することを目的とする。

子ども教育学科

保育と教育、子育て支援に関する教育研究を通して、現代の保育・教育現場に求められる高度な専門性と実践力を持った、心豊かな保育・研究等に従事する人材を養成する。

大学院音楽研究科教育目的

広い視野に立って音楽に関する清深な学識を受け、地域の音楽文化の向上に貢献することのできる高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

学校法人作陽学園寄附行為細則第2章に明記しているように、学則の内容を分かりやすく簡潔に、建学の精神と教育理念、大学の使命について以下のように表して浸透を図っている。

①建学の精神

「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」

②教育理念（学是）：「念願は人格を決定す 継続は力なり」

③本学の使命：「菩薩道を歩むプロの養成」

これらのことは「大学案内」「本学ホームページ」「学生便覧」「教職員便覧」「作陽学園報」等に掲載し、周知を図っている。

また、1年生全員が集う月例集会（アセンブリー・アワー）をはじめ、入学式、卒業式、追悼法要「報謝の集い」等の学園行事における理事長挨拶においても、建学の精神への理解が得られるように努めている。教職員に対しては、新入教職員研修会、FD&SD全教職員会議（年3回）での講話等に加え、理事長から毎年示される建学の精神に係るテーマについて全教職員がレポートを執筆し、印刷・製本・配付することにより理念の共有化を図っている。また、正門付近に学是碑を建立し、より広い浸透を図っている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色である、建学の精神を生かした人間教育と、それぞれの学部における特色ある専門教育の内容、ならびに地域貢献については、新入生に対しては、新入生オリエンテーションおよび全学部必修科目の「アセンブリー・アワー」で詳細に説明している。

学生便覧においては、本学の理念、目的、教育方針、学則、各学部の教育目的として養成する人材像について明示している。各学部の教育目的は前述の通り、音楽学部では「建学の精神に基づく人間教育のもとに、音楽に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、国際的な音楽文化の教育研究拠点として地域に貢献することを目的とする。」であり、食文化学部では「建学の精神に基づく人間教育のもとに、食に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、食文化の教育研究拠点として地域に貢献することを目的とする。」である。子ども教育学部では「建学の精神に基づく人間教育のもとに、保育と教育および子育て支援に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、保育と教育および子育て支援の教育研究拠点として地域に貢献することを目的とする。」と明示している。

また、大学院音楽研究科では、「広い視野に立って音楽に関する清深な学識を授け、地域の音楽文化の向上に貢献することのできる高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。」と明示している。

教職員全員に配布する教職員便覧においては、教育方針、建学の精神、学是、使命、各学部のグランド・ミッション、作陽学園教職員倫理憲章が明示されている。とくに本学の使命を实践する地域貢献については、グランド・ミッションにおいて社会貢献に向けて全学的に取り組む姿勢を宣言している。

本学ホームページでは、建学の精神、学是、使命・目的、各学部のグランド・ミッション等が公表されている。

1-1-④ 変化への対応

本学は、平成8(1996)年4月に倉敷市玉島地区に移転し、くらしき作陽大学に改称するとともに、音楽学部に加えて食文化学部を設置、平成20(2008)年4月に子ども教育学部を新設、平成22(2010)年4月には大学院音楽研究科を設置した。現在、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の3学部、1大学院音楽研究科の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。この間時代や社会の変化に応じて、学科編制を変えるなど様々な取組を行ってきた。

音楽学部では、平成18(2006)年に教育音楽学科から音楽教育学科へ名称変更を行い、平成19(2007)年に音楽学科に音楽デザイン専修を開設した。さらに、平成24(2012)年より音楽教育学科に音楽デザイン専修とアートマネジメント専修を移し、音楽学科に演奏系専修を、音楽教育学科に教育文化系専修を集約した。そして平成25(2013)年より、時代のニーズに対応し、明確な受入れ方針を示すために、音楽学科と音楽教育学科を統合しモスクワ音楽院特別演奏コース・演奏芸術コース・教育文化コースの3コース制に音楽学科を再編成した。

食文化学部の現代食文化学科は、栄養士養成を核にして教育課程を編成してきたが、栄養士法の改正による管理栄養士の役割の拡大と強化により、栄養士の志願者数に影響を受けた。また、フードシステム学科においては、食を取り巻く様々な状況を勘案し、未来のあるべき姿を見据えたフードシステムを構築し、その任を担い貢献できる人材の養成を目指したが、問題意識をもつ企業側には理解されたものの、既存の他大学になかったためか受験生やその保護者の理解には至らなかった。そこで、更なるニーズ等を調査・検討し、平成21(2009)年に食品産業界で活躍する人材の育成を目的とした食産業学科に改組した。しかし、志願者数の低迷を回復するに至らなかった。以上のことから、平成23(2011)年に2学科を統合し、新設の現代食文化学科(食と健康コース、フードコーディネートコース)に再編したところ、志願者数は増加している。一方、栄養学科では、管理栄養士養成施設の使命を果たすべく、常に学生の動向等を見守りながら、主体的学修環境を整え、効率的な学修へ導く教員のサポート体制を強化した。

子ども教育学部は、平成20(2008)年に作陽短期大学幼児教育学科の伝統を引き継ぎ、子ども教育学科1学科で発足した。当学科は「保育士」「幼稚園教諭一種免許」「小学校教諭一種免許」の3つの免許資格の取得を可能とし、建学の精神である大乘仏教に基づいた人間性の涵養を基軸に「子ども教育のプロ」の養成を目標とした。平成21(2009)年度には、日本では6.3%もいると言われる特別な支援を必要とする発達障害のある子どもたちに対する専門家が教育現場では少なく、これらの指導が行き届いていない現状に鑑み、「特別支援学校教諭一種免許」を取得できるようにした。このことに伴い、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を目指す学生においても、特別支援教育に関する専門的な学修を通じて、保育士又は教員としての資質領域の幅を広げることが可能となった。平成25(2013)年度からは、早期から目指す職業に向かって学ぶ体制を強化し、より高度で、より専門的で、より実践的なプロの教育者を養成するために子ども教育学科を「小学校・特別支援学校コース」と「保育園・幼稚園コース」の2コース制に再編成した。

平成22(2010)年に開設した大学院音楽研究科音楽専攻については、器楽領域・声楽領域・作曲領域を、平成25(2013)年より演奏芸術領域・教育文化領域・音楽文化領域に再編成した。

さらに、本学園の大学の使命・目的の実現を目指して、学園の長期ビジョンを「西日本一の学園づくり」とした、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度にかけての中期計画を策定し、①菩薩道(生き生きとした教育)に徹し、作陽学園の教職員として自己研鑽及び組織の調和と改善に努める、②学生が意欲を持って学べるよう、学生・生徒の満足度を高める、③学園財政の健全化を図る方向性を明らかにした。また、中期計画を加速させるために、平成27(2015)年度に経営改善計画を立案し、成果を上げた。

また、従来、各学部で検討・設定していた教育目的や教育課程の編成方針について、中期計画を契機として全学的な見直しを行った。これにより3学部とも、社会環境に対応した新しいポリシーを設定して平成25(2013)年度を迎え、平成29(2017)年度さらなる改訂を行った。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

21世紀を迎え、高度情報化と少子化、グローバル化が進む中、世界的に経済、政治、教育、文化などに大きな変化がおこっている。このような社会においては、高い教養と、専攻学科に関する高度の知識・技能を修得させることだけでなく、本学の特長である人間教育を中心とした教育がより重要になってくるといえる。

前述したように、これまで宗教の授業だけでは建学の精神の理解が十分なされず卒業する学生がいたことから、「菩薩」の「六度の行」に通じる最も基本的な行いとして、「挨拶」、「掃除」、「合掌」をさらに推奨することとしている。

また、建学の精神を一層徹底する目的で、年に一回、創立者と物故された教職員の追悼のための音楽法要を行っており、その縮小版として月に一度の月例集会も行っている。全員で合掌、礼拝をし、真宗宗歌の斉唱、当番学科の代表の学生が四弘誓願の音楽に合わせ献灯・献花を行う。続いて学生と教員の感話、学園長が法話を行い、最後は全員で学園歌を斉唱して終わる。月例集会の狙いは、厳粛なセレモニーを行い、参会者が生かされているという感謝と畏敬の念の一時を共有することにある。今後はさらにその意義の浸透を図っていく。

本学園の「中期計画(平成24(2012)年-平成28(2016)年)」および「経営改善計画(平成27(2015)年)」では、建学の精神の理解と実践を通して教職員の教育力の向上、学生の学修力の向上を図ることが第一にあげられてきた。今後も、教員一人ひとりが建学の精神、学是、本学の使命を深く理解し、特色ある専門的知識・技術を持ち社会に貢献できる豊かな人間性を備えた人材育成を担っていく。

本学の建学の精神や使命・目的の本質は普遍であるが、各学部のコース構成や教育目標については、社会的ニーズや入学生の資質・能力や志向に応じて、改善・向上を常に図っている。とくに、定員割れを起こしている学部・学科においては、教育内容の改革・充実や広報活動の強化などにより現状の改善を図るべくさらに努力する。

また、本学では、安定した経営基盤の構築のために学生数の確保と、人件費の適正管理及び経費の効率的な配分の実施に努めてきたが、今後これらのさらなる実現に向けた実践を促進する。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2 の視点》

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神を基とした本学の使命である「菩薩道を歩むプロの養成」は、平成18(2006)年に運営会議、理事会の議を経て寄附行為細則に明文化されている。教職員は年間3回の「FD&SD全教職員会議」や毎年発行の建学の精神に関するレポート冊子を通じて本学の建学の精神、使命・目的についての理解を深めている。特にこの冊子については毎回理事長より建学の精神の理解を促進するためのテーマが出され、そのテーマについて教職員それぞれが考え、レポートを提出するため建学の精神についての理解を深める良い機会になっている。

また全教職員が、中期計画の達成に向けての学園基本方針を基とした重点目標を毎年設定し、その結果を評価することで実践も図っている。

1-2-② 学内外への周知

受験生・保護者ならびに一般社会には、「大学案内」「本学ホームページ」「作陽学園報」等を通して周知を図っている。在学生には「学生便覧」等を配布し、「アセンブリー・アワー」「宗教」などの必修科目の授業および「アセンブリー・アワー」で使用するテキストである「まはーやーな」等で周知を図っている。正門には学是「念願は人格を決定す 継続は力なり」を標した石碑を設置しており、学生は毎朝学是を確認しながら通学している。また、「アセンブリー・アワー」における月に一度の月例集会や、学園行事として年に一度、創立者と物故された教職員の追悼のための音楽法要を行っている。厳粛なセレモニーを行い、参会者が「生かされている」ということへの感謝と畏敬の念を共有しており、学生にとっては「宗教」の授業だけでなく建学の精神の理解を一層深める良い機会になっている。



教職員には、「教職員便覧」と採用時に創立者の伝記である「法灯永久に輝かん」を配布し、建学の精神と創立者の教育に対する「念願」の周知を図っている。

また、平成27(2015)年2月に図書館1階ホールを改装して松田藤子記念ホールを開設し、「くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学附属図書館」から「松田藤子記念図書館」に改称した。ここでは、建学の精神の真髄に触れることができ、教職員・学生・卒業生が多数訪れている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

策定された「中期計画(平成24(2012)年-平成28(2016)年)」および「経営改善計画(平成27(2015)年)」においては、まず「建学の精神の理解と実践」が掲げられており、大学の

使命・目的及び教育目的が反映されている。その実現は、教職員の教育力の向上と、学生の学修力の向上を通して行われ、具体的な目標として、「挨拶、掃除、合掌を率先垂範する」、「菩薩道の実践につとめる」ことが示されている。次いで、「学士課程教育の質保証」が掲げられており、建学の精神を体して教養教育、専門教育、キャリア教育において、学年毎に具体的な教育内容を定めた教学マネジメントにより本学の使命を具現化することが明示されている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについても、下記のように建学の精神を基とした本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

大学のディプロマ・ポリシー

くらしき作陽大学は、ディプロマ・ポリシーとして、下記の「学士力」を修得することを目標としています。

- ・建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・修得した専門的知識と技術を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・目標を掲げて主体的に学び続け、「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

大学のカリキュラム・ポリシー

くらしき作陽大学では、ディプロマ・ポリシー達成のために、教養教育、専門教育、キャリア教育において下記のようなカリキュラム・ポリシーで教育課程を編成します。

- ・建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・各学部・学科独自の専門的知識と技術を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決できる実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人を身につけるためのキャリア教育を行う。

大学のアドミッション・ポリシー

くらしき作陽大学では、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて、下記のような人を受け入れます。

- ・本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人
- ・学修に必要な専門的技術や基礎学力を身につけている人
- ・目標をもって努力を続けることができる人

大学院のディプロマ・ポリシー

大学院音楽研究科は、下記の目標に達した学生を修了と認め、修士（音楽）の学位を授与します。

- ・建学の精神を体得し、豊かな人間性と高度の音楽的知識・技能や研究能力を身につけている。
- ・深い専門知識と豊かな独創性を備えた音楽人として主体的に学び続け、「自利・利他」の精神で学術の進歩、社会の発展に貢献できる。

大学院音楽研究科のカリキュラム・ポリシー

大学院音楽研究科では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、下記の2項目を主眼とする教育課程を編成しています。

- ・理論と実践の調和を図りながら、高度の専門的能力と独創的研究能力を涵養・伸長する。
- ・社会における音楽文化の役割の重要性を認識し、そのニーズに柔軟に応えつつ啓発する力を身につける。

大学院音楽研究科のアドミッション・ポリシー

大学院音楽研究科での学修・研究に必要な専門知識、研究能力および意欲を有し、かつ各領域・専修で必要とされる資質・態度を有する学生を求めます。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究上の目的を果たすため、3学部4学科と1大学院を設置している。

教育研究に関わる学内意思決定は「くらしき作陽大学教授会規程」に従ってくらしき作陽大学教授会を置き、大学教授会の専門委員会として各学部教授会（以下、「教授会」という）の意見を聴き、学長が行うこととなっている。改革会議は平成14(2002)年に教職員の意識改革を目的として設置したもので、グランド・ミッションの策定、目標による管理の導入、人事評価制度の導入、アドバイザー制度の導入等の重要制度の導入を主とした改革を行ってきた。

建学の精神の浸透と、本学の宗教教育の内容の検討を目的とした仏教文化研究センター、本学のIR (Institutional Research)機関としての機能を持ち、高等教育に関する基礎的・実践的な教育研究及び開発を行う高等教育センター（平成28(2016)年度よりIR推進室）、並びに各学部の教務委員長で構成する全学教務委員会を設置して教育内容の質の向上を図っている。

さらに本学の教育研究の成果の社会への還元を目的としたセンター（演奏芸術センター、商品開発交流研究センター、子ども教育研究センター、音楽交流センター）を設置して地域との交流を積極的に行っている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

基準1-1で設定した使命・目的及び教育目的が役員・教職員に理解され、支持されるために、毎年全教職員が提出する建学の精神に関するレポートを冊子として発行し、役

員にも配付している。また年間3回の「FD&SD全教職員会議」において、使命・目的及び教育目的を確認する内容を含んだ講話や発表がプログラムされることによって理解が深まり、着実に支持されるようになってきている。今後も内容をより充実させていくことが、改善・向上方策として肝要であると受け止めている。

また、大学ホームページや大学案内への掲載、入学式、卒業式をはじめ、様々な式典における説明や学園報、前述の建学の精神レポート冊子の関係各機関への送付によって、本学の使命・目的及び教育目的の周知を図っている。

前述のように、中長期的な計画に「建学の精神の理解と実践」が掲げられており、大学の使命・目的及び教育目的が反映されている。その実現のため、教職員の教育力と、学生の学修力の向上を目標としているが、中長期計画と連動している重点目標を立てる際にも、必ず使命・目的及び教育目的に沿ったものになるよう意図しており、今後もこの目標の達成に向けて努めていく。

三つのポリシーの見直しをした際、使命・目的及び教育目的と紐づけられるように詳細に検討し、教授会、教務委員会、学科会議間のキャッチボールを頻繁に行った。

教育研究組織は、使命・目的及び教育目的と整合性がとれているが、今後何らかの改編が行われる際にも、整合性の保持に努める。

【基準1の自己評価】

基準1については、本学の建学の精神を基とする使命・目的、教育目的は、学則等に明示されており、変化への対応や中長期計画及び三つのポリシーへの反映等に配慮したものとなっている。使命・目的の個性・特色は、建学の精神に基づいた人間教育と、特色ある専門教育、ならびに地域貢献の3点であり、その使命は運営会議、改革会議、理事会を通じて教職員の意見を反映されたものになっている。そのことは教職員に対しては「FD&SD全教職員会議」、建学の精神に関するレポート冊子等を通じて、在学生に対しては「宗教」や「アセンブリー・アワー」を通して理解を得ている。

また、改善・向上のために、改革会議の設置や中期計画の策定と目標による管理を行っており、基準1を満たしている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、建学の精神を基礎とした大学、学部、学科、コースおよび大学院それぞれの特色、教育方針および使命から導かれる理想の学生像を実現するための入学者受け入れ方針である。アドミッション・ポリシーは学科会議、教授会および上位会議体等で協議を重ねた上で入念に審議され、全教職員の共通認識のもと、次のとおり定めている。

各学部、学科およびコースごとのアドミッション・ポリシーは次のとおりである。

《音楽学部のアドミッション・ポリシー》

- ・ 本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人
- ・ 本学に関する学修に必要な専門的技術と基礎学力を身につけている人。
- ・ 音楽に関する専門的能力を生かした職業人を目指す人。

《食文化学部のアドミッション・ポリシー》

- ・ 本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
- ・ 食文化に関する学修に必要な基礎学力を身につけている人。
- ・ 食文化に関する専門的能力を生かした職業人を目指す人。

現代食文化学科のアドミッション・ポリシー

①食と健康コース

- ・ 建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲がある人。
- ・ 入学後の学修に必要な基礎学力と実技能力を身につけている人。
- ・ 食を通じて人々の健康増進に貢献する栄養士を目指す人。

②フードコーディネーターコース

- ・ 建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲がある人。
- ・ 入学後の学修に必要な基礎学力と実技能力を身につけている人。
- ・ 快適な食環境の創出を通じて社会と人々の幸せに貢献できるフードコーディネーターを目指す人。

栄養学科のアドミッション・ポリシー

- ・ 人間と文化への関心を持ち、本学の建学の精神のもとに栄養学を通じて社会貢献しようとする意欲がある人。

- ・入学後の学修に必要な基礎学力と実技能を身につけている人。
- ・多様な健康状態の人々への栄養管理と栄養教育を担う管理栄養士を目指す人。

《子ども教育学部のアドミッション・ポリシー》

子ども教育学部では、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて、下記のような人を受け入れる。

- ・本学の建学の精神の基に人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
- ・保育、教育、および子育て支援に関する学修に必要な基礎学力を身につけている人。
- ・子どもの保育と教育に関する専門的能力を生かした職業人を目指す人

この基本方針のもと、子ども教育学科 2 コースのそれぞれに、下記のアドミッション・ポリシーを設定し、より専門性の高い学修に向けた学生募集に務めている。

①小学校・特別支援学校コース

- ・本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
- ・子どもの教育に関する学修に必要な基礎学力を身につけている人。
- ・小学校教諭や特別支援学校教諭など子どもの教育に関わる職業人を目指す人。

②保育園・幼稚園コース

- ・本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
- ・保育、教育、及び子育て支援に関する学修に必要な基礎学力を身につけている人。
- ・保育士や幼稚園教諭など子どもの保育と教育に関わる職業人を目指す人。

これらのアドミッション・ポリシーは、本学のホームページおよび入学試験要項に明示することによって広く周知を図っている。更に、受験生、高校および短期大学に対しては、高校訪問、短期大学訪問、進学説明会、受験相談、オープンキャンパス、音楽講習会等の機会を利用して、高校生および進路担当教職員へ直接説明することによって周知に努めている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学試験では、アドミッション・ポリシーに適う入学者を選抜するため、学部、学科ごとに入試区分ごとに募集人員、試験の時期、試験の回数および試験科目や配点を工夫しながら、適切に選抜を実施している。各学部ではそれぞれ独自に入学前導入教育プログラムを実施しており、入学試験合格の告知から入学するまでの期間を利用して、アドミッション・ポリシーに適う理想的な学生像へより一層近づける努力を行っている。

受入れた入学者の検証については、入試区分ごとの入学者の特待生数、休学者数、退学者数、除籍者数、留年者数、転学科者数および卒業時における成績等の追跡調査を実施している。

本学では入学者に株式会社ベネッセ「i-キャリア」による協調的問題解決力および批判的思考力を調査する試験を課している。この試験により得られた結果は、「大学生基礎力レポートⅠ」としてまとめられ、学生と面談しながらフィードバックしている。また

本調査は 2 年次あるいは 3 年次に再度実施し、「大学生基礎力レポートⅡ」として学生にフィードバックし、1 年次の結果と比較検証させて自省と成長を促している。

検証が目的ではないが、1 年次の必修科目である「アセンブリーアワーⅠ・Ⅱ」では、月に 1 度のペースで学長による法話が実施される。法話には建学の精神をテーマにしたものが多く、聴講した学生はテーマに対して感じたことや考えられることをレポートにまとめ、アドバイザーである教員が添削をする。その際に、学生たちが抱く考えや置かれている状況がある程度把握することができ、結果的には入学者が建学の精神を理解し、アドミッション・ポリシーへの適合に関する検証の一助となっている。

《音楽学部》

音楽学部では、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の選抜を行なうため、各コースや専修によって異なる試験科目や実技課題を与え、それぞれに一定の選考基準を設けて公正で適切な合否判定を実施している。入学試験は、一般入試、AO 入試、推薦入試、作陽特別推薦入試、指定校推薦入試などを実施しているが、平成 30(2018)年度入学試験から AO 入試エントリー方法を一部改定し、多様化する志願者に応じた入学試験を実施している。

また、AO 入試合格者を対象とした入学前導入教育プログラムを実施し、入学後に必要な専門的知識を事前に学習する機会を供与している。このほか、外国人留学生入学試験、帰国子女入学試験、社会人入学試験も実施しており、留学生に対しては秋入学も可能としている。音楽系大学への進学を目指す方を対象とした作陽音楽講習会の開講や、学内外で多数開催する演奏会等において本学の指導力や音楽力をアピールし、アドミッション・ポリシーに応じた優秀な学生の獲得につなげている。

《食文化学部》

食文化学部では、現代食文化学科と栄養学科それぞれのアドミッション・ポリシーに沿った公正かつ妥当な方法で、適切な入学者の選抜を行い、学科ごとに合否判定を実施している。入学試験は、一般入試、センター試験利用入試、AO 入試、作陽高校学内特別選考、指定校推薦入試、推薦入試、外国人留学生入試、社会人入学試験および帰国子女入学試験等の制度を設け、志願者に応じて実施している。平成 29(2017)年度入学試験から食文化学部の AO 入試を改革した。現代食文化学科は一般選考、特別選考およびオープンセミナー選考の三方式が導入され、特性やニーズが多様化する受験生に対応しながらアドミッション・ポリシーに沿った優秀な学生の獲得を狙う。栄養学科は AO 入試を新たに導入して、管理栄養士に対する高い志しと適性を備えた学生の受入れを図ることとした。現代食文化学科は平成 28(2016)年度から高校生を対象としたオープンセミナーを導入し、セミナーを通じて本学の特長と魅力を高校生へ伝えている。

両学科とも一般入試およびセンター入試を除く入学試験時には受験者に面接を課しており、アドミッション・ポリシーに応じた質問が行われ、アドミッション・ポリシーに適した受験生の検証を行っている。

また入学前導入教育プログラムとして、現代食文化学科の AO 入試合格者に対して課題を課し、両学科の入学者を対象とした化学と生物学の入門講座を 2～3 月に開講し、

入学後に必要とされる栄養士・管理栄養士として修得すべき科学的知識や思考の礎を築くことを目的としている。

《子ども教育学部》

子ども教育学部子ども教育学科では、小学校・特別支援学校コースと保育園・幼稚園コースのそれぞれのアドミッション・ポリシーに則り、適切かつ公正・妥当な方法で、入学者の選抜を行っている。入学試験は、一般入試、AO 入試、推薦入試、センター試験利用入試の制度を設け、志願者に応じて実施している。平成 26(2014)年度入学試験からは、AO 入試における選抜方法を改善し、保育園・幼稚園コースにおいて、一般選考に加えて特別選考を設けた。これにより、高等学校在学中から保育者・教員の専門性に繋がる活動を行っている受験生に対して、その成果に応じた出願が出来るようにした。豊かな人間性と高い専門性を備えた職業人の養成に向けた学生募集に務め、必要に応じて、制度の改善を図っている。

入学後には、他学部・他学科と同様に、アウトソーシングの活用による学生募集施策の検証を行っている。例えば、株式会社ベネッセ「i-キャリア」による「大学生基礎力レポートⅠ及びⅡ」を1年次と2年次あるいは3年次に行い、アドバイザー教員を通じて学生に返却し、個別指導を行っている。

また、これらに加えて、2年次の保育実習（7月：施設実習、11～12月：保育所実習）、3年次の幼稚園教育実習（9月）、小学校教育実習（10月）、特別支援学校教育実習（10～11月）などに併せて、入学時から、専門職就職に向かう学生の成長と変容に寄り添い、適宜、指導・助言を行う体制を整えている。これにより、子ども教育学部の専門職への就職率は堅調である。このように、学生が在学中に専門性を高め、専門職に就職したかどうかによって、アドミッション・ポリシーの検証を行っている。

《大学院音楽研究科》

大学院音楽研究科では、口頭試験、面接、外国語試験、専攻科目試験を実施しているが、面接は、他大学からの受験者と外国人留学生のみに課している。また、外国で受験資格を得た志願者の外国語試験は、日本語の試験を実施している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者の選抜を行なうため、専攻科目試験は、領域や専攻ごとに異なる課題とし、より深い知識と研究能力および意欲を有する学生の受け入れを図っている。入学試験は第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期入試を行なっており、複数回の受験が可能である。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学定員は370人であるが、平成29(2017)年度の入学者数は318人で、充足率は85.9%であった。学部ごとの入学定員と入学者数の内訳は、音楽学部の入学定員が60名に対して入学者数が31人、食文化学部の入学定員が160名に対して入学者数が148人、子ども教育学部の入学定員が150名に対して入学者数が139人であった。近年の音楽学部の入学者数は入学定員を充足していない状況が続いており、平成27(2015)年度に定員削減を実施したにもかかわらず、現在も入学定員が満たされない状況が続いている。食文化学部では、管理栄養士養成課程および栄養士養成課程以外のコースの定員が充足

されていない。子ども教育学部については、平成 27(2015)年度より入学定員を拡大したが、入学定員に準じた入学者数となっており、充足率も上がっている。

下表に平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度までの全学の入学定員とその充足率の推移を示す。入学定員は充足されていない状況が続いているが、充足率は 85%以上を維持している。前述のとおり、平成 27(2015)年度に一部の学部で入学定員を変更したが、受験生のニーズ、外的環境の変化、志願者の増減にあわせた対応で、充足率の維持および向上に努めている。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入学定員	370	370	370	370	370
入学者数	340	313	331	324	318
充足率	91.9%	84.6%	89.5%	87.6%	85.9%

大学院音楽研究科の入学者は、平成 28(2016)年度が 4 人、平成 29(2017)年度が 5 人であり、大学同様に入学者確保に一層の努力を要する。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学定員の確保を図ることは、最重要課題である。高校生および社会のニーズを把握して学科およびコース編制を改革すると共に、教育の質保証と就業力の向上によって、入学希望者を増加させていく。

高校生に対しては、本学に関する的確かつ適切な情報を発信し、本学の理解を深められるように導くことによって、入学後に発生する入学者の学びのニーズと本学の教育内容および方針との間のミスマッチを防ぐとともに、本学の建学の精神に基づく教育目的の実現を図る。カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーに沿って学生を育成するにあたり、教育の原初段階であるアドミッション・ポリシーに適った学生を受入れる入学者選抜を遂行するためには、今後も外部へアドミッション・ポリシーを周知させる継続的な努力をしていく。特に受験生、保護者および高校の教員に対しては、進学説明会や高校訪問、オープンキャンパスや音楽講習会等の様々な機会を通じて、更に理解が得られるように努める。

入学者の選抜方法は、アドミッション・ポリシーにより適切に沿った選考を行うために、多様な入試形式を用意するとともに、入学試験の時期、方法、試験科目および選考基準等について、入学後の学修の状況等も勘案して更に改善していく。

入学定員を充足していない学部および学科については、入学生の確保に向けて教育内容や方法、募集方法の再検討および社会人入学者の受入れ等、引き続き定員充足の努力を行う。

2-2 学修支援

《2-2 の視点》

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、平成 8(1996)年度から教員組織と事務組織を明確に区分するとともに、各種会議体や委員会を原則として教員と職員双方によって構成することとしている。これは、教員と職員の職務区分及び指揮命令系統を明確にして、それぞれがその職務区分と立場に基づいた協働体制の確立を志向したためであり、現在も一部特別な委員会を除き、会議体や委員会は全て教員と職員双方によって構成している。したがって、学生の学修支援や授業支援に係る会議体である教授会や全学教務委員会、学部教務委員会、教養教育専門部会、全学教職課程運営部会等も教員と事務職員によって構成されており、学生の学修支援に関する教員と職員の協働体制は整えられている。

事務局は、学生の教育支援や教員支援を担当する教育企画部門に職員を重点的に配置している。

1) アドバイザー制度

教員による学修・生活支援体制の一環として、アドバイザー制度をすべての学部に設けており、各学部の学生の状況に応じた支援を行っている。アドバイザー担当教員は、担当学生の成績や授業出欠状況、履修登録の状況、ポートフォリオなどをキャリア教育支援システム「UNIVERSAL PASSPORT」（以下、「UNIPA」という）上で常にモニターし、かつ定期的な面談を重ねることによって、学生一人ひとりの個別的事情を配慮した指導、助言を行い、体系的な学修支援を行っている。学部ごとのアドバイザー制度の概要は次のとおりである。

音楽学部は、従来からのアドバイザー制度を、平成 25(2013)年度から、進路就職支援サポートを手厚くする目的で改善した。UNIPA 上で行った進路希望調査に基づき、学生の望む進路・分野についての情報を多く持つ教員が対応するアドバイザー制度に変更したのである。したがって、教員一人が担当する学生数には 10 人～20 人と差があるものの、より詳細な各分野の情報提供と的確な進路指導が実施できるようになった。アドバイザー担当教員は、担当学生の成績や授業出欠状況、履修登録の状況、ポートフォリオなどを UNIPA 上で常にモニターし、かつ定期的な面談を重ねることによって、学生一人ひとりに指導、助言を行い、継続的な学修支援を行っている。また、各自の専門実技科目ではマンツーマンのレッスンにより、確実なレベルアップを実現している。

食文化学部の学生への学修支援は、アドバイザー、ゼミナール担当による個別指導をもとに、各学科、教務委員会、教育支援室が協力・連携して行っている。アドバイザー、ゼミナール担当による支援は以下の通りである。

- ①1 年生のアドバイザーは、入学時のオリエンテーションや履修登録の指導、学外オリエンテーション（1 泊 2 日）の引率を行っている。
- ②1 年生全員を対象に開講されている「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」のホームルームにおいて、担当学生と自由に話や相談ができる関係を構築している。
- ③UNIPA で担当学生の履修登録状況、出席状況、成績をモニターし、適宜助言や指導

を行っている。

- ④定期的に面談を行い、学生の様々な学習に対するニーズを把握して、可能性を最大限に引き出すよう努めている。
- ⑤担当学生に面談可能な時間(オフィス・アワー)やメールアドレスを示すなど、随時学生が連絡を取りやすいように環境を整えている。
- ⑥ゼミナール担当教員は、卒業研究の指導のみならず、就職相談、各種免許資格および国家試験に対する指導などを、それぞれの学生に応じて積極的に行っている。

アドバイザーからの学生に関する情報は学科会議で報告し合い、情報を共有する体制が構築されている。徹底した少人数制の支援体制を整備し、学生の学修の基礎となる履修指導は、きめ細かい適切な指導により登録ミスがないように努め、効果を上げている。

学生の保護者対象の「保護者懇談会」では、大学の教育目標、カリキュラム、就職活動等の説明をするとともに、アドバイザーとの個別相談の機会を設けている。特に、4年生には希望職種別に教員が就職コンサルタントとして指導を行っている。就職コンサルタントは、希望の業界や職種に就職できるよう、学生一人ひとりの相談や個別指導をしている。

子ども教育学部は、1・2年次においては15人前後の学生に対しアドバイザー2、3人を充て、教員がお互いに情報共有しながら種々の相談事やトラブルに対応できるようにしている。また3・4年次は「ゼミナール制度」を設け、各教員のゼミナールに配属された学生に対し、担当教員が1・2年次のアドバイザーと同様、学修面はもちろんのこと生活、進路・就職等、あらゆる面において、支援を行うシステムになっている。また、学生に関する情報は学科会議で報告し合い、情報を共有する体制が構築されている。学生の保護者対象の「保護者懇談会」では、大学の教育目標、カリキュラム、就職活動等の説明をするとともに、アドバイザーとの個別相談の機会を設けている。

2) オフィス・アワー制度の実施

本学では、夏季・冬季・春季の学生休業期間を除き、教員は原則として学生の授業開始時間である9時30分から18時15分の間学内において勤務することとしている。これは学生が随時教員に学修や生活上の相談等を行うことができるよう配慮したもので、教職員の必携冊子である「教職員便覧」にもその旨明示している。また、学生が教員の在否を確認し易いよう、大学の本部建物である1号館と学生食堂のある7号館に教員の在否を示す電光掲示板を設置している。

さらに、UNIPA上にオフィス・アワーを明記した各教員の時間割を掲載しており、学生はそれを確認することによって目的の教員の指導が受けられるようになっている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) TA(Teaching Assistant)等の活用

本学ではTA制度は設けていないが、大学COC事業において平成27(2015)年度からSA(Student Assistant)制度をスタートさせている。SA制度とは教員の指導のもと、上級生が下級生の学修の手伝いをするを通して、自らも学んでいく制度である。主な活動は「アセンブリー・アワー(くらしき学講座)」の時間において、1年生が地域貢献活

動に取り組むためのグループワークや活動報告（くらしき学発表会）等の際に指導・援助することである。

その他学修支援についての各学部取り組み概要は次の通りである。

音楽学部では、専門科目の「合奏」や「アンサンブル」において、多数必要な楽器や不足する楽器の演奏者を学生の中からオーディションによって演奏助手として採用し、授業に参加させている。また、「合唱」や「オペラ」等の伴奏を必要とする授業についても同様にオーディションによって選考した者を伴奏要員として採用し、授業での伴奏を行わせている。

食文化学部では、助手、教務助手を9人配置し、各種の実験や学生の学修支援を行っている。

子ども教育学部では、個々の授業において以下のような、上級生による下級生へのSA的活動を行っている。

- ・「教育実習研究（事前事後指導）」の中で、教育実習について上級生の体験談や報告会を行っている。
- ・「教職論」や「実務基礎Ⅱ」「教職基礎Ⅱ」において、最上級生である4年生が下級生に就職活動の実際についての体験を伝えている。
- ・「教育実習研究（幼稚園）」の授業では、3年生に対し、実際に幼稚園実習を経験した4年生から、指導案の書き方、実習日誌の書き方、実習についてのアドバイス等を実施している。
- ・幼稚園実習を終えた3年生が、2年生に対して、アドバイス等の指導を小グループごとで行っている。

2) 中途退学、停学者、留年者への対応

本学においては、主な休退学理由として、「進路再考」、「経済的な理由」、「健康上の理由」が挙げられ、「健康上の理由」では近年精神的な病を抱えた学生が増加している。このような学生に対する健康相談・心的支援のため、保健室員が常駐して対応しているが、特にメンタル面の相談には、スクール・カウンセラーによるカウンセリングを実施するとともに、必要に応じて専門医への相談や診断を勧めている。

生活相談や学修相談等は、担任やアドバイザー及び学科所属の教員全員と教育支援室職員が対応している。特に新入学生に対しては、個別相談と同時に「アセンブリー・アワーⅠ・Ⅱ」の中で、「交通安全講座」、「生活安全講座Ⅰ・Ⅱ」、「人権講座」「ホームルームⅠ～Ⅵ」等を実施し、1年間を通じて学生生活全般の指導をしている。

経済的な理由による休退学に対しては、経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金手続を取り扱っているほか、本学独自の奨学金制度を設けて、学生の経済的な負担の軽減に努めている。アルバイトに関しても、教育支援室学生支援係が情報を提供している。

修得単位数の不足による留年者を減少させる対策として、アドバイザー（全学部）やゼミナール担当（食文化学部・子ども教育学部）によるきめ細かな履修登録指導と学修状況の確認を行っている。

また、非常勤を含めた全教員は授業終了ごとに学生の出席状況を UNIPA 上に登録す

るようになっており、出席状況に問題のある学生については、その早期発見に努めるため、15回の授業のうち初期段階において3回欠席した場合は科目担当者が学科長に報告し、欠席理由をアドバイザーまたはゼミナール担当が本人に確認し、学科会議で対応を協議するようにしている。中盤、終盤においては、UNIPA上に登録された各学生の出席状況を適宜アドバイザーやゼミナール担当が確認して学科会議で報告するようにしている。

これらの対策により、退学の前兆や修得単位数の不足の可能性のある学生の早期発見に努めるとともに学科会議等で当該学生に関する各種の情報交換や指導内容・方法についての検討等を行い、中途退学、留年者の減少に努めている。

3) 学生の意見等をくみ上げる仕組みの整備及び学修・授業支援体制改善への反映

学修支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムとして、各授業に対する「授業評価アンケート」を実施しており、アンケート結果から授業に対する学生の満足度やニーズを把握し分析することで、次年度以降の授業改善を目指している。各教員はこのアンケートを踏まえた翌年の授業改善を義務付けられており、改善内容は年度末の学科長面談で確認されている。また、前述したアドバイザーやゼミナール担当は定期的に学生からの相談を受け、指導・助言等を行っており、その際に聴取した事項は、各種委員会や学科会議等を通じて学修や授業支援体制の改善へ反映されるようになっている。

学生会は、スポーツ大会、ボランティア活動等を行うとともに、学生図書委員会、大学祭実行委員会、各種クラブ、同好会等の活動を支援しながら学生の意見等を汲み上げていることから、学生会役員と担当教職員との意見交換の際にもこれらの意見等を積極的に聴取することとしている。また、担当教職員は学生総会に出席し、学生からの各種要望をまとめ、その対応策についても検討している。

さらに学生の意見や要望を汲み取るために学生が自由に提案等を行うことができる「改善提案箱」を学内の4箇所に設置している。改善提案箱に投函された意見は、学生支援係の担当者が毎月末に回収し、学生部長が内容を確認し、検討を行っている。なお、検討の結果は回答として掲示又は該当する部署の改善に役立てている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

学生の多様化等により、学生の一次対応者であるアドバイザーやゼミナール担当、職員のカウンセリング能力やアドバイスに関する知識や技術の向上が必要と思われる場面が増加している。教員からの要望によって、FD&SD全教職員会議でカウンセラーや特別支援担当教員による講演等も行っているが、更に今後このような研修等の機会を設けていく。

また、SA制度は下級生ばかりでなく上級生自身も資質・能力、人間性において向上が図られていることから、今後はさらに充実発展させていく。

音楽学部では、大学院の授業「実技教授法研究」の一環として、学部生の基礎段階の指導に大学院生を一部活用している。演奏助手や伴奏要員については、授業ごとの必要に応じて増員等も検討する。

食文化学部では、一部科目において、上級生と下級生が互いに学び合う機会があるものの、継続的でないため、今後継続化に向けて具体的な検討を進めていく。

子ども教育学部では、各科目における受講生の学習補助や授業の準備等についてのSA等の活用について、具体的な方策を今後検討していく。

2-3 キャリア支援

《2-3の視点》

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) キャリア教育のための支援体制の整備

多様化、高度化する社会の要請に応えるため、また、学生の職業意識の涵養と知識や技能の習得を促す「就業体験」として、平成 27(2015)年度より全学部の教養科目に「インターンシップ」を開設。音楽学部では「インターンシップ I・II」、食文化学部ならびに子ども教育学部では「インターンシップ A・B」とした。

音楽学部では、平成 26(2014)年度から実施しており、毎年 9 月に倉敷アイビースクエアで開催される高梁川流域の企業を一同に集めた企業展「龍の仕事展」への参加を通して、就業体験をしている。なお、10 月に「龍の仕事展」の成果発表会を開催している。

食文化学部では、平成 16(2004)年度から実施しており、現在は、「インターンシップ A・B」(各 1 単位)ならびに現代食文化学科の食と健康コース授業科目「キャリアデザイン研修」(2 単位)およびフードコーディネートコース授業科目「学外実践研修」(2 単位)として 8・9 月中に 2 週間程度実施している。インターンシップ先は、学生自らが交渉してきた企業や従来から本学と関わりの深い企業、加えて 学生情報センターグループ「株式会社 ナジック・アイ・サポート」が主催するインターンシップ・キャンパスウェブに掲載された企業等である。なお、インターンシップ終了後、授業の最終評価として学内で公開の報告会を開き、各自の評価・感想を発表することにより、体験していない学生の「仕事」に対する意識の高揚も図っている。過去 3 年間(平成 26(2014)～28(2016)年)の受入企業・団体は 40 団体、参加学生は 43 人である。

子ども教育学部では、平成 22(2010)年度から市内の幼稚園、小学校へ、平成 23(2011)年度からは近隣の市に設置された特別支援学校を対象に加え、学校支援ボランティアに行くことを積極的に推し進めている。また、平成 26(2014)年から後述の COC 事業「くらしき学」の一環として、初年次学生に向けた地域貢献活動コースを設置し、学生の参加を推し進めている。さらに、平成 28(2016)年から「保育・教職インターンシップ」(1 単位)を開講し、2・3 月に 1 週間程度、幼稚園や小学校での研修を実施している。この直接体験により自己の知識や技能を正しく認識し、仕事観・人生観を醸成するとともに、残りの学生生活で何をすべきかを明確化できることから、具体的な目標の設定と学生の主体的な学修を推進する上で効果を上げている。

全学的には、平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度にかけて、文部科学省「産業

界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマ B】インターンシップ等の取組拡大」、ならびに平成 27(2015)年度文部科学省「大学教育再生プログラム」(インターンシップ等を通じた教育強化)に採択され、「中国・四国圏域での産官学協働によるインターンシップ等の推進」を中四国グループ大学と連携し実施してきた。

平成 24(2012)年度から始めた総社市との包括協定締結に伴う全学共通の「インターンシップ」に加えて、平成 27(2015)年度から、倉敷市とも同様なプログラムを始めた。平成 28(2016)年度の実績としては、総社市に 8 人が 5 日間、倉敷市に 16 人が 5 日間のインターンシップに取り組んだ。

また、平成 28(2016)年度の岡山県中小企業団体中央会と大学コンソーシアム岡山との連携協力により岡山県しごと情報センター事業「学生インターンシップ(就業体験)事業」にも参加している。

キャリア教育支援としては、教養・専門教育科目内で、人間関係形成、情報活用、将来設計、意志決定等の能力を養成している。

平成 26(2014)年度より、本学は文部科学省「地(知)の拠点整備事業(COC 事業)」に採択された。共同申請した倉敷芸術科学大学と本学は地域志向の大学として、倉敷市と共に教育、研究、社会貢献の三位一体改革を推進し、課題解決能力を持った地域人材育成と産業活性化に寄与すべく、さまざまな展開をしている。

平成 27(2015)年度より、1 年次の全学部共通の「教養に関する科目」である「アセンブリー・アワー」においてフィールド系教育として「くらしき学講座」を開設した。2 年次では、産学連携ならびに地域連携による PBL(Problem Based Learning)形式の実践科目「地域貢献実践」を通して社会人基礎力育成に取り組んでいる。3 年次では、倉敷芸術科学大学とともに開設した「若衆実践演習」を通して、まちづくりリーダーに求められる資質能力を育成し、「くらしき若衆」認定制度を用いた就職支援プログラムを開発中である。

全学的には、導入教育科目である「教養基礎(音楽学部・食文化学部)」「教職基礎(子ども教育学部)」において、国語力の向上と、読む、書く、聴く、話す能力を養成するとともに、報告・発表と討論・記録等を行うことで、自らが考え相手に論理的に伝える主体性とコミュニケーション力の養成を図っている。

音楽学部では、企業、音楽隊、進学や留学、音楽教室、学校や教育委員会等が求める人材像を分析し、必要な能力を講義と演習の両形式を使って身につける「実務基礎」を 3 年次から開講している。「実務基礎 A(キャリア教育基礎講座)」は必修としており、それに加えて、それぞれの進路希望に応じた「実務基礎 B(一般企業就職対策講座)」「実務基礎 C(音楽隊・企業採用試験対策講座)」「実務基礎 D(進学対策講座)」「実務基礎 E(ピアノ指導者講座)」「実務基礎 F(教員採用試験対策講座)」から 1 科目以上を選択必修として履修させることで、細かく対応している。

食文化学部では、産学連携の実践科目を履修すると同時に、「キャリアデザイン研修」で社会的視点やグローバルな視野を養うとともに、コミュニケーション力や文章力、礼儀作法、ビジネスマナーを学ばせている。

子ども教育学部では、平成 26(2014)年度から、キャリア教育科目を再編し、保育園・幼稚園コースと小学校・特別支援学校コースに対応した「教職基礎」「実務基礎」「実務

演習」を開講し、大学生生活の基礎力および教職・保育職の実践力の向上に取り組んでいる。

2) 資格取得等のための支援体制

就職等の要件ともなる各種資格取得等についても、学部毎に多様な教育課程と支援体制を整えている。

音楽学部では、中学校・高等学校教諭一種免許(音楽)、日本マーチングバンド協会指導者ライセンス(1・2・3 級)が取得可能である。正課外ではあるが教職科目担当教員による定期模擬試験を実施し、二次試験対策として和楽器(箏)を取り入れるなどの教員採用試験対策には特に力を入れている。

食文化学部栄養学科では、管理栄養士国家試験受験資格、栄養士免許、栄養教諭一種免許、認定栄養カウンセラー、製菓衛生師免許(京都製菓技術専門学校スクーリング)、食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格が取得可能である。

現代食文化学科(平成 23(2011)年度食産業学科を統合)では、中学校・高等学校教諭一種免許(家庭)、食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格、フードコーディネーター資格、フードスペシャリスト資格、HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)管理者、家庭料理技能検定(1・2・3・4 級)、製菓衛生師免許(京都製菓技術専門学校スクーリング)が取得可能である。なお、「食と健康コース」ではさらに、栄養士免許、管理栄養士国家試験受験資格(実務要 1 年以上)が取得可能である。

子ども教育学部では、保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許、特別支援学校教諭一種免許、認定ベビーシッターが取得可能である。また、正課外ではあるが教員による「教職講座」「専門別講座」を 2・3・4 年次に実施し、学生個々人の進路に沿った採用試験対策の支援体制を強化している。

3) 就職・進学に対する相談・助言体制を整備と運営

本学では、学生一人ひとりの能力・希望を尊重し、入学から卒業までをフォローするキャリアサポート講座、丁寧な個人指導、受入れ企業との良好な関係作りなど、多様なサポート体制を整備しており、きめ細かい進路指導・支援を行っている。

進路支援室は、学生のキャリアアップやスキルアップのために各種講座を開催し、入学時から就職・進学までのサポートを行っている。また、1 年次より就職決定までの間の「就職指導スケジュール」を作成して、集団指導と個別指導を併用した指導を行っている。

学部単位で設置された進路就職委員会により、毎月就職支援の進捗状況や学生の動向等について教員と進路支援室とが情報共有し、適切な就職支援ができるよう配慮している。

学生への就職等に関する情報提供は、進路支援室が行っている。平成 23(2011)年度から、UNIPA を導入・活用し、学生動向やキャリア教育対策講座、業界勉強会、ボランティア活動等の正課外活動の紹介を行っている。平成 27(2015)年度より、「求人検索 NAVI」を導入し、求人情報の配信により求人社数を増加させ、受験先の選択肢を広げた。

また、教員が担当学生を受け持つアドバイザー制度を徹底しており、就職・進学を含めた学生生活全般の相談・助言体制を整備している。教員が学生と個別相談した内容や進路支援室での就職等の相談内容、その他学生の様々な情報が UNIPA に蓄積されており、その情報を教職員相互に共有し学生個々人に適時アドバイスが提供できる体制を整備している。

進路支援室は、キャンパスの中心である 1 号館の 2 階に独立した事務室として開設し、学生が自由に出入りし、カウンターで個別相談できるオープンスペース形態としている。就職等に関する多くの資料(企業別求人ファイル、先輩達の受験報告書、大学院募集要項、各種資格取得のための教材等)も備え、学生が閲覧しやすいよう整理している。また、学生用パソコンを 3 台設置し、学生が自由にインターネット (UNIPA や求人検索 NAVI 等) を通じて即時に情報を取得できるよう整備している。

このように本学での進路・就職指導は“Face to Face”を基本としており、学生がまず進路支援室に足を運び、進路支援室員と直接面談することによって、就職・進学に対する意識を高めるよう指導している。また、就職活動の基本知識をまとめた「就職の手引き」を 3 年次の 4 月に配付し、進路の決定や就職に対する意識の向上を図るとともに、就職に関する具体的な手順や心構え等を示すことによって、学生が積極的に就職活動に取り組むよう配慮している。

さらに、本学学生の採用にあたって、企業が重視する内容を把握するとともに、本学学生に対する企業のニーズを探り、その結果をキャリア教育のための支援体制や就職・進学に対する指導・助言等の参考とする目的で、過去 2 年間の卒業生採用企業に対して、当該卒業生に対する評価についての調査を実施している。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

音楽学部については、就職に対する学生自身の意識向上を図るため、「就職率 100%(就職を望む学生を対象とした)を目指しチーム教育を実現する 1 学科 3 コース制の導入」「実務基礎」などキャリア教育のための授業の充実を図っている。また、従来からのアドバイザー制度を、平成 25(2013)年度から、進路就職支援のサポートを手厚くする目的で改善した。UNIPA 上で行った進路希望調査に基づき、学生の望む進路・分野についての情報を多く持つ教員が対応するアドバイザー制度に変更したのである。そのため、教員 1 人が担当する学生数には 10 人~20 人と差があるものの、より詳細な各分野の情報提供と的確な進路指導が実施できるようになった。今後さらに、的確な情報提供と進路指導に努めていく。また、大学院進学や留学を希望する学生に対する組織的なサポート体制についても今後更に充実させていく。

食文化学部では、3 年生対象に正課外だが時間割に組み込んだ「就職講座」を実施しており、就職への具体的な動機づけや方向性を持たせるために非常に大きな役割を果たしている。今後、同取り組みの効果をより高めるために、卒業生採用企業や卒業生との連携強化を目指し、就職実績の情報集約と卒業生の動向把握を推進していく。

子ども教育学部に関しては、平成 28(2016)年 3 月に 5 期生が卒業した状況であり、まだ歴史は浅いが、今後も就職に関する良い成果を残すため、進路就職委員会と進路支援室とが有効な連携を進めていく。更に、一般企業就職者の増加や、多様なキャリア意識

形成の必要性に鑑み、キャリア教育科目の再編を行う。正課科目である「教職基礎」「実務基礎」「実務演習」の発展的解消と正課外での「教職講座」「専門別講座」の再構成および子ども教育の実践力向上事業の新規構築を通して、系統的なキャリア教育と就職支援の連動を目指すことを検討する。

前述の本学卒業生の採用先企業の調査により、本学卒業生に対する就職先企業からの率直な評価、本学に対して求められる教育・指導の方向性、就職先企業との対話の必要性等の率直な意見が得られた。今後、こうした成果も活かし、教職員一丸となって、様々な学生の要望にアドバイスができるよう、充実した進路支援内容の構築を目標に、学生のための進路・就職支援を推進する。

2-4 学生サービス

《2-4の視点》

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生生活の安定に関連した部署または活動として挙げられるのは、学部教授会、学科会議、学生委員会、教育支援室学生支援係（以下、「学生支援係」という）、保健室、及び必修科目である「アセンブリー・アワー」、保護者懇談会などである。これらを連携させて学生生活の安定を図っている。

各学部の教授会と学科会議はそれぞれの学生の生活全般の安定を図り、教員が務めるアドバイザーから提出される学生生活についての問題に対応している。アドバイザーは、1人当たり10～20人の学生を担当し、担当学生の学修、進路、生活等を指導支援している。音楽学部では、原則として学生の希望進路に応じられる教員がアドバイザーを務めている。食文化学部では、1・2年生のアドバイザーは学科所属の教員が分担して務めている。3年生以上のアドバイザーはゼミナールの担当教員が兼任している。子ども教育学部では、1・2年次は1人の学生を2人の教員がアドバイザーとして指導支援する体制をとっている。3年生以上の学生に対してはゼミナールの担当教員がアドバイザーを兼ねている。

学部を問わず、アドバイザーは担当学生の出席状況を始め学修や進路に関する詳細な情報をUNIPAから取得できるので、それに基づき細やかに指導支援している。また、音楽関係の実技科目は原則として教員と学生が1対1で行う授業であり、ゼミナールは少人数で行っているため、それらを担当する教員は、アドバイザーでなくとも学生の生活面にまで踏み込んで指導支援している。

学生委員会は、各学部から選出された教員と事務職員によって構成され、学生生活の安定のための全学的なサービス、厚生補導、学生会を通じての指導支援などを行っている。

学生支援係は、学生生活の安定のための指導支援や厚生補導に直接当たるとともに、

アドバイザーや学生委員会を通して間接的な指導支援も行っている。

保健室は、教育支援室に所属する部署である。保健師を配置して、全学生の心身の健康の維持増進を図っている。なかでも特に注意が必要な学生は、スクール・カウンセラー、校医などに委ねている。

前述の諸部署による生活の安定のための指導支援のほか、1年生に対しては、必修科目である「アセンブリー・アワー」においても生活及び健康に関する指導支援を行っている。平成29(2017)年度には、地元の玉島警察署の交通安全課長と生活安全課長による「交通安全・生活安全講座」、日本脱カルト協会会員を講師とする「カルト対策講座」、本学教員による感染症に関する「健康講座」やSNSトラブル対策のための「安全生活講座」を実施した。「交通安全・生活安全講座」では、トラブル対策集である「学生生活GUIDE」を1年生全員に配付した。また、災害への備えも生活の安定には重要である。そのため、防災訓練も毎年実施している。その際、消防署員によるAED（自動体外式除細動器）の講習も受けている。さらに、この科目の一環として毎月実施する学科ごとのホームルームでは、担当教員が生活全般の指導支援を行っている。

学生生活の安定には保護者との連携や協力も重要であるので、保護者懇談会を毎年、学部ごとに開催している。保護者懇談会では、教員及び事務職員と保護者とで学生に関する情報の共有を図り、細やかな指導支援ができるよう配慮している。保護者懇談会は、食文化学部と子ども教育学部では毎年6月に開催している。音楽学部では、6月に本学で開催するほか、学生の出身地が広範囲に亘っているので、11月にも本学で開催している。保護者懇談会では、全体懇談とともに個別懇談を行う。個別懇談では、担当教員がアドバイザーやレッスン担当教員からの報告を基に懇談し、正確な学生情報を保護者へ提供するよう努めている。また、保護者からの要望や情報は、該当する学部・学科、アドバイザー、及び学生委員会、学生支援係、保健室等に伝えられ、それらへの対応がなされている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学学生の生活安定のための支援においてアドバイザーが果たす役割は大きい。しかし、支援方法や内容はアドバイザー間で必ずしも統一されていない。そのため、アドバイザー業務の明確化や平準化を進めている。また、最近の学生は以前の学生に比べて精神的な健康への支援をより手厚く行う必要がある。重篤な場合は専門家に委ねざるをえないが、初歩的な支援はアドバイザーにも求められる。そのための研修はすでにFD&SD全教職員会議において実施しているが、精神的健康への支援力をさらに向上させる機会を設ける。

2-5 学修環境の整備

《2-5 の視点》

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地は倉敷市の西部、玉島地区にあり、閑静で自然環境に恵まれた丘陵上にある。位置、形状、周辺地域との調和等の点で大学用地として非常に恵まれた条件を備えており、学生が情操を養い学習に励むのに適した環境である。校地面積は、併設短期大学の校地面積を含めて150,335㎡ある。これは大学設置基準が求める面積（完成年度時：15,920㎡）を大きく上回っている。

校地は山陽自動車道の玉島インターチェンジから車で約5分の距離にあるため自家用車で通学する学生も少なくない。それらの学生のために380台駐車できる無料駐車場を備えている。この駐車場は、学生の学習成果発表の機会である演奏会や本学主催の市民向け各種講座等の集客の点でも機能している。

運動場には簡易的な夜間照明設備を設置しているので夜間も利用できる。

校舎は1号館から11号館までの11棟を設けており、校舎面積は36,774㎡である。これは大学設置基準が求める校舎面積13,910㎡の2倍以上ある。これらの校舎は、自然との調和を重視する思想に基づいて設計されており、形状、色彩ともに周囲と調和している。

講義室は1号館、2号館、5号館及び6号館に設けている。1号館は主として音楽学部が、2号館は併設短期大学が、5・6号館は食文化学部と子ども教育学部がそれぞれ使用している。講義室は合計31室あり、1室の平均面積は127㎡である。本学の収容定員1,586人に対して、講義室の収容人員は3,004人である。定員25人から350人に至るまで多彩な規模の講義室があり、多様な授業形態に備えている。大型講義室の机と椅子は固定式であり、中型・小型の講義室を含め、全室に視聴覚設備を備えている。

1・2号館には、講義室のほかに「合唱」、「合奏」、「オペラ」等の演習形態の授業に対応するために演習室とアンサンブル室を設けている。邦楽合奏用のアンサンブル室（1号館）と邦楽演習用のアンサンブル室（2号館）もある。演習形態の授業だけでなく演奏会にも使用できる大講義室（定員350人）も備えている。専任教員には全て一人1室の研究室を配備している。音楽学部の演奏系の教員の研究室では、実技の個人レッスンも行っている。この研究室は音響効果を考慮して設計しており、二重扉等の防音設備を設けている。ピアノ専門のレッスン室には2台のグランドピアノを、ピアノ以外の楽器のレッスン室にもグランドピアノを常備している。そのほかの楽器も学生数に応じた数量を備えており、定期的に調律等の整備をしている。

5・6号館には、講義室のほかに、栄養士、管理栄養士、中・高等学校家庭科教諭教員、保育士、小学校教諭、幼稚園教諭、特別支援学校教諭を養成するための演習室、実習室及び実験室を設けている。講師以上には個人研究室を配備しており、実験系教員の研究室には専用実験室を付設して、学生実験もできるようにしている。非実験系教員の研究室には専用演習室を付設しており、ゼミナールや卒業研究の指導にも使用している。専用実験室および専用演習室は、研究室と研究室の間に配置し、廊下側からのみならず両

側の研究室からも直接出入りができる構造である。

11号館には、学生用の自習室等を配置している。

講義棟以外の校舎として 3 号館（聖徳殿）、4 号館（音楽練習棟）、7 号館（食堂棟）、8 号館（図書館）、10 号館（藤花楽堂）、11 号館（音楽交流センター）を設けている。

3 号館は本学の建学の精神である「大乘仏教に基づく宗教的情操教育」を象徴する大講義室であり、法隆寺の夢殿をモチーフとした六角堂になっている。ここには岡山県下最大級のパイプオルガンを設置し、学生と教職員の心の拠り所として宗教行事の他、「宗教」の授業を始め講義や講演だけでなく演奏会等にも使用している。

4 号館は学生用の音楽練習棟であり、ここには 77 室の練習室を備え、67 室にピアノを配置している。個室のみならずアンサンブルができる部屋もあり、学生は簡単な手続きを経て 8 時から 20 時 45 分まで無料で使用できる（一部期間を除く）。

7 号館は、食堂のほか喫茶室、売店、ATM を設けている食堂棟である。10 号館は定員 810 人の多目的ホールであり、各種の演奏会やオペラ公演、日本伝統芸能の公演も可能な設備を備えている。

11 号館は音楽を通じて地域住民と交流するための拠点としての音楽交流センターの機能も担っている。

8号館は図書館であり、併設短期大学と共用している。1階には、受付カウンター、オーディオルーム（40ブース）、グループ視聴室（2室）、開架書庫（電動）、閉架書庫（手動）等があり、本学園の創立者である松田藤子の記念コーナーも併設している。2階には、書架、雑誌架、閲覧室、個人閲覧室等がある。昇降は、階段のほかにエレベーターも設置している。

体育施設としては、前述の運動場のほかに、温水シャワーを備えた体育館である 9 号館(1,470 m²)と、ナイター設備を完備した 2 面のテニスコートを設けている。これらの施設は体育関係の授業のほかクラブ活動でも利用されている。

情報サービス施設としては、教育支援室が管理運営している情報システムUNIPAがその機能を果たしている。平成23(2011)年度に導入したこのシステムを通じて授業や学生生活に係わる情報を一括して学生に提供するとともに、学生からのアンケート回答を受信するなど双方向的に活用している。学生はこのシステムに学内外のパソコンのほか携帯電話やスマートフォンからもアクセスできる。学生と教職員のパソコン使用のサポートをするために事務局に「パソコン・サポートセンター」を設けており、学内ネットワークの管理運用や、学内のパソコンにウイルス対策を行うなどの情報環境の保全も行っている。

研究や学習に必要な情報のサービスに関しては主として図書館が、進路就職に関する情報のサービスに関しては進路支援室が担っている。

付属施設としては、野外音楽堂、クラブハウスなどを設けている。野外音楽堂は屋外でのコンサート用のものであり、屋根付きステージと無蓋の 250 席の座席を備えている。クラブハウスは 2 階建て 20 室の建物でクラブ活動のための部室棟であり、入居クラブの選定をはじめ運営は学生会が行っている。学生会のためには専用の学生会室を 7 号館内に設けている。平成 27(2015)年 4 月に構内に開園した定員 135 人の附属認定こども園では、「音楽」、「食文化」、「子ども教育」という三分野の教育資源を活かした幼児教育を

展開している。

校地は、全体に亘って緑化を行っており、通路、広場、駐車場等を除いた地表面はおおむね緑地で覆われている。また、各建物を地下共同溝で結び、送電や送水のための配線や配管も地中に埋設しているので、電柱がないだけでなくメンテナンスや将来の増設も容易である。これらの景観面や機能面の工夫により校地内は見通しが良く開放的である。その上、車両用道路を校舎群の外に周回させて車両と歩行者の動線を分離しているので、校地の大部分は歩行者にとって安全である。校地内の移動は専ら歩行によって行われているが、主要校舎を中央広場周辺に適度の間隔を置いて配置しているので、移動も容易である。

全校舎は冷暖房を完備しており、比較的大きな講義室、実習室、実験室等の空調や防災に関する事柄は、省力化や効率化を図るため1号館地下にある中央監視室で一元的に管理している。特に冷暖房に関しては、外気温や室内温度に基づいて温度調整を行ったり、時間割などに応じて稼働させるかどうかを決めている。一方、研究室、レッスン室、演習室等の小規模な部屋の空調や防災は、使用者がその部屋ごとに行っている。したがって、各部屋の状況に応じた空調や防災が行われている。また、校舎内を原則禁煙として所定の場所以外での喫煙を認めていないことも、教育研究環境の快適さを促進している。

学生の日常の福利厚生に資する環境としてフリースペース（6号館1階）と休憩コーナーを設けている。フリースペースには机と椅子を備え、学生が自由に学習や談話ができるようにしてある。休憩コーナーは1・2・4・5・6号館のほぼ全階と7号館外部に設け、各所にベンチを設置している。テーブル、ロッカー、新聞、自動販売機を備えているコーナーもある。

施設・設備の安全性について、校舎全ては平成8(1996)年度以降に完成した建物であり、建設当時の建築基準法に基づいた安全対策が採られ、耐震性もその基準に合致している。アスベストは使用していない。

防火に関しては、消防法に基づき、各所に消火器を配置し、各室に煙熱感知器を設けている。また、屋内消火栓、感知器と連動した防火シャッター、停電に備えた非常用発電機等を設置し、専門技術員と委託警備員が24時間体制で監視している。委託警備員は夜間の巡視と防犯活動も行っている。

避難については、「二方向避難路」の原則を貫き、講義室には原則として二つの出入口を設けて安全を図っている。消防設備等は消防法に基づいて定期的に点検し、消火器、非常用発電機、自動火災報知設備等の点検結果は消防署に適宜報告している。構内は分煙化し、屋外の所定の場所での喫煙しか認めていない。また、AED（自動体外式助細動器）を1号館事務局と5号館事務室に設置して非常時に備えている。また、倉敷市との協定によって所定の施設が災害時の避難場所に指定されている。

災害時への対応のため毎年、「アセンブリー・アワー」の一コマとして防災訓練を実施しており、避難訓練と同時に玉島消防署の署員によるAEDの講習や防災講話を行っている。また全学生に配布する目的で防災マニュアルを作成中である。

実験などに伴う危険に関しては、管理には慎重を期し、必ず施錠して保管するなどの注意を払っている。実験排水は、すべて専用タンクに回収し、専門処理業者に定期的に

引き渡し、マニュアルを備えている。

衛生管理は、ビル管理法に基づいて空気環境測定、受水槽の清掃、残留塩素の測定、防虫、防鼠を定期的実施しており、水質汚濁防止法に基づいてpHの測定も行っている。

1号館、5号館、6号館及び8号館に備えているエレベーターの点検は建築基準法に、電気設備の点検は電気事業法に基づいてそれぞれ実施している。主たる校舎の清掃は業者委託の形態で日常的に実施している。

施設・設備に対する学生の意見等も「改善提案箱」によって汲み上げている。改善提案箱は1号館、5号館、6号館及び7号館に1箱ずつ設置している。駐車場の舗装や校舎内の全面禁煙は学生の意見も反映した結果である。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

音楽学部が日常的に利用する施設としては10号館「藤花楽堂」、3号館「聖徳殿」、4号館「音楽練習棟」、11号館「音楽交流センター」、および「野外音楽堂」である。

10号館は810席を有する多目的ホールであり、地下には各種アンサンブル室や機材の整った録音スタジオも備えている。3号館「聖徳殿」はパイプオルガンを備えた460席の多目的ホールである。

4号館は、多用途の77室の練習室をもつ音楽練習棟である。11号館は、本学や音楽学部の学生、教職員、卒業生が音楽を通じて地域社会と交流するための施設で、大小のレッスン室とアンサンブル室などを設けている。野外音楽堂には有蓋のステージと無蓋の250席があり、主として学生サークルの演奏会活動に活用されている。

また、1号館には大小のアンサンブル室を3室、板張りの邦楽演習室を1室、キーボード室を1室備え、授業や練習に活用されている。

食文化学部の学生が利用する施設は5号館及び6号館である。5号館には講義室以外に、栄養士養成課程及び管理栄養士養成課程の実験・実習に必要な調理実習室、食品加工室、給食経営管理実習室、理化学実験室、微生物培養室、共通機器室などがあり各授業に加えて卒業研究でも使用している。また、6号館にも同様に、調理実習室、臨床栄養実習室、栄養生理・生化学実験室、栄養教育実習室などが各授業で使用されている。

子ども教育学部の学生が利用する施設は主に2号館、6号館及び11号館である。6号館には保育実習室、図画工作室、被服実習室などが、小学校、特別支援学校、幼稚園教諭、保育士の養成課程に必要な実習で使用されている。また、11号館の各教室にはピアノが配置されており、音楽系の授業で使用されている。

コンピュータ等を設置したIT施設としては、情報教育用教室等（1号館1室、2号館1室、5号館2室、6号館2室）と藤花楽堂スタジオ（録音スタジオ）のほか、研究室、レッスン室、演習室、図書館、事務室がある。それらは常時インターネットへのアクセスが可能な情報ネットワーク（学内LAN）に接続するための情報コンセントを設け、コンピュータやプリンタ等を設置して、基本的なIT環境を整えている。

音楽学部の学生が日常的に利用する情報教育用教室と図書館には学生用のコンピュータとプリンタを設置している。食文化学部及び子ども教育学部の学生が日常的に利用する情報教育用実習室には、電源、情報コンセント、プリンタ、プロジェクターを設置し

ているのみで、大学備品のパソコンは設置していない。これは、食文化学部及び子ども教育学部の学生には、進路を考慮して自前のノートパソコンを使用するように指導しているからである。情報教育用教室は授業時間以外は学生に開放しており、学生は自由にインターネットやプリンタ等の周辺機器を利用できる。学生は自前のパソコンや備品のコンピュータを使い、課題や卒業研究等の目的でよく利用している。

図書館は平日9時30分から19時まで開館している。土日祝日は休館している。

館員は館長のほか、外部委託職員 4 人である（平成 29(2017)年 5 月 1 日現在）。ほか、教員から成る図書委員会と学生から成る学生図書委員会を設置している。図書委員会は図書館の円滑な運営や有効活用を図るための審議等が行われる。学生図書委員会は、選書、館内展示、飾り付け、図書館関係行事の共催等の活動を行っている。また、図書館の利用を促進することによる学生への学習支援として、必修授業で教員協力のもと、新入生全員に対して図書館ガイダンスを実施している。図書館ガイダンスでは図書館利用法の紹介のほかに情報収集の手引きなども行っている。情報収集の手引きを発展させたサービスとして、主に 3 年生や 4 年生の卒業論文執筆に向けての文献検索演習も受講者からの申し込みに応じて実施している。

図書館は、平成 29(2017)年 5 月 1 日現在、図書、楽譜及び視聴覚資料等を合わせて約 18.6 万点(文部科学省実施学術情報基盤実態調査指定の計算方法[棚板総計÷0.9×25(棚板 90cm 当たり 25 冊)]による)所蔵することができる。平成 29(2017)年 5 月 1 日現在の所蔵量は、図書・楽譜合わせ 174,149 冊である。雑誌(学術・一般)は和洋合わせて 155 誌を受け入れている。そのほか 205 誌の研究紀要や報告書等を受け入れている。視聴覚資料は 18,592 点所蔵している。平成 29(2017)年度の本学学生 1 人当たりの図書・楽譜蔵書冊数は 118.9 冊であり、学部数 2～4 の私立大学生の平成 28(2016)年度の平均 101.3 冊(「文部科学省学術情報基盤実態調査大学図書館編」より)を上回っている。

図書などの資料は、本学の教育目的と現状に合ったものを重点的に収集している。具体的には、音楽、食文化及び子ども教育に関して必要性の高い資料を重点的に収集するという基本方針の下、教職員と学生の要望に基づいて行っている。できるだけ遺漏がないようにするため、図書委員、学生図書委員及び図書館員も選書している。

利用者の利用情報の管理は、磁気カードである学生証または職員証の読み取りによって行っている。貸出・返却処理は、図書と楽譜に関しては、それらに貼付したバーコードの読み取りによって行っている。

図書、楽譜、視聴覚資料(DVD/VHS/LD/CD(CD のみ一部不可のものあり))はコンピュータ検索ができる。CD も全てコンピュータ検索ができるように遡及入力中である。雑誌は、受け入れから製本までの全処理を雑誌管理システムによって行っており、タイトルやフリーワード等でコンピュータ検索ができる。また、館外の文献や学術情報を調査可能にするため、NII(国立情報学研究所)が運営・提供している学術コンテンツサービス(論文・図書データベース)や、JST(科学技術振興機構)が運営・提供している電子ジャーナル公開システム J-STAGE、医学論文情報提供サイト PubMed、教育論文情報提供サイト ERIC、国立国会図書館サーチ、新聞データベース、他館の所蔵資料を検索できるサイト等、計 45 種のサイトにリンクを張っている。これらは全て図書館のホームページ上に公開しているので、希望者はインターネットを経由して学内外から検索ができる

(一部学内限定)。また、図書館が発行しているパスワードを取得すれば、利用者自身の利用状況の確認、資料の予約、図書の購入申請、文献の借入・複写依頼、新着図書情報の収集、ガイダンスの申し込み等が図書館ホームページ上から行うことができる。

閲覧席は、2階に176席と個人閲覧室の6席を設けている。無線LANを配備しているので学内LAN設定のノートパソコンを持参すればどの席でもインターネットを利用できる。一部の机には情報コンセントも設けている。1階には、「平成25(2013)年度私立大学等教育研究活性化設備事業」の一環として平成26(2014)年1月から開設されたラーニングコモンズがある。ラーニングコモンズは活発に意見交換しながら学習できるスペースで、48席が設けられている。また、可動式のホワイトボードやテーブルがあり、自由に組み替えてアクティブラーニングを行うことができる。加えて、電子黒板や、備え付けのモニター、パソコン、タブレット、プロジェクター、壁面ホワイトボード、視聴覚設備も利用することができる。数人から40人程度での館内資料やパソコンを使った授業、ゼミナール、グループワーク、図書館ガイダンス、文献探索演習、授業課題や部活のグループワーク、実習前の授業練習等で利用されている。

平成28(2016)年度の利用状況は前年比で、入館者数は0.97倍、貸出冊数は0.99倍、視聴覚資料の利用点数は0.99倍、パソコンの使用件数は1.41倍である。平成28(2016)年度の学生1人当たりの貸出冊数は7.8冊であり、学部数2～4の私立大学生の平成28(2016)年度の平均(7.3冊)(前掲書より)を上回っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備の利便性に関しては、全校舎がバリアフリーの設計思想に基づいて建設されており、床には段差がない。エレベーター(1・5・6・8号館)、スロープ、身体障害者用トイレ等も備えている。そのため、車椅子でも容易に各校舎を利用できる。目の不自由な学生のためには、校地内と校舎内の要所に盲人用進路案内板(点字ブロック)を埋設し、階段の手摺りやドアのノブ付近に点字プレートを付している。これらは視覚障害をもつ学生の意見に基づいて設けたものである。また、食文化学部では、聴覚障害をもつ学生に対応するため、5号館と6号館の主要教室に専用補聴器への送信用マイクを備えている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業は講義、演習、実習、実験及びレッスンの形態で行っている。クラスサイズは、授業の形態に応じて多様であるが、法令上の基準を基としている。栄養士養成課程で授業(講義、実習、実験)を行う際の1クラスの学生数は概ね40人(「栄養士法施行規則」、保育士養成課程の講義科目以外の1クラスの学生数は50人以下である(「児童福祉法施行規則」)。一般的な講義科目の1クラスの学生数は数十人であり、100人を超えるクラスはほとんどない。演習のクラスサイズは演習内容に即して決めているので、数人のクラスもあれば「合唱」や「合奏」のように数十人のクラスもある。レッスンは基本的に1人の教員が1人の学生を指導する個人レッスンである。法令上の規定がない科目のクラスサイズは、学部または担当教員の要請に応じて学長が判断している。学生はクラス

サイズへの要望を、改善提案箱を通じて提出できるが、クラスサイズ変更の要望は今までのところない。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成 8(1996)年度に津山市から倉敷市へ移転し、今年度は 22 年目にあたるが、教育環境は比較的きれいな状態を保っている。しかしながら、一部の実験・実習に用いる機器が老朽化しており、買い替えなどの早急な対策が望まれる。施設・設備の安全性確保のために点検等は慎重に行っているが、老朽化は避けられない為、施設・設備の更新も視野に入れた整備計画を策定する。特に屋外の熱源（氷蓄熱）機器は設置後、古いものは 20 年以上が経過しており、機械の老朽化は避けられないため、学校法人作陽学園 経営改善計画における施設等整備事業に基づき、設置経過年数が長いものから順に年度ごとの予算計画（平成 29(2017)年度 1・2・3 号館、平成 30(2018)年度 4・7 号館、平成 31(2019)年度 5・8 号館、平成 32(2020)年度 6 号館、平成 33(2021)年度 10 号館）を立てた上で順次更新し、快適な学園環境を維持していく。

2-6 学生の意見・要望への対応

《2-6 の視点》

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望は、主として各授業における授業評価アンケートによって把握している。アンケート結果により把握した学生の意見・要望は、IR推進室や教員自身が分析し、それに基づいて授業改善を図っている。教員はアンケート結果を踏まえての授業改善を義務づけられており、改善内容は教員の教育・研究活動の記録である「教育と研究」（平成28(2016)年度版は未刊）に記載することが定められている。

なお前述したアドバイザー等は定期的に学生と面談しており、その際に聴取した意見・要望は、各種委員会、学科会議、教授会等を通じて学修支援体制や授業の改善に反映させている。

また、学生の意見・要望は、学生会を通じても受け取っている。学生会は各種イベント、スポーツ大会、ボランティア活動を主催するとともに、学生図書委員会、大学祭実行委員会、クラブ、同好会等を傘下に置いている。その結果、学生会役員からも多くの学生の意見・要望を聴取できる。さらに、学生委員等は年2回開催される学生総会において、学生の意見・要望を聴取している。

それらとともに、学生の意見・要望を把握するため改善提案箱を学内の4箇所に設置している。学生は改善提案箱に意見・要望を自由に投函できる。改善提案箱に投函された意見・要望は月末に回収し、学生部長が分別して該当する部署へ配し、それぞれにおいて対応を図っている。投函された意見・要望についての検討結果は掲示している。なお、事務職員の窓口での対応の仕方やサービス状況についての学生の意見・要望は、アンケートによって把握している。

以上の学生会、学生総会、改善提案箱、アンケートを通じて聴取した学生の意見・要望は、該当する委員会、学科会議、教授会等で分析し、対応を検討している。その結果は、授業改善アンケートの結果と同様、学修支援の改善のために活用している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談やその結果への対応は主として保健室が行っており、必要に応じて校医に相談したり病院での受診を勧めたりしている。感染症等で全学に関わる緊急事態が生じた際は、危機管理委員会を招集して対応してきた。

急増している精神的健康に関わる相談は、まずアドバイザーが、次に保健室が受けている。さらに、状況に応じてカウンセラーが週2回対応している。心身に関する健康相談の回数や概要は、保健室が月ごとにまとめて文書で関係部署に報告し、関係部署間で情報を共有し、それに基づいてさらなる対応を図っている。

カウンセラーへの相談は、保健室が受付窓口である。だが、アドバイザーや教育支援室に相談する学生もいる。その場合、アドバイザーや教育支援室は保健室と連携して対応している。

本学における経済的支援は主として奨学金や学納金の減免によって行っている。奨学金に関する業務は教育支援室内の学生支援係が担当している。経済的支援に関する学生の意見・要望は、学生の申告やアドバイザー等からの情報提供によって把握している。そしてアドバイザー等は、必要に応じて奨学生への応募を勧めている。

奨学生募集の説明は、新入生に対しては、入学式直後のオリエンテーション期間に行っている。在学生には、年度当初のオリエンテーションの際に説明している。そのほか随時、教育支援室の窓口で説明したり相談に乗ったりしている。

奨学金には、日本学生支援機構による奨学金等、外部のもののほかに、本学独自の奨学金がある。学資ローンの利子補助の制度も設けている。奨学生の選考は運営会議にて、当該学生の家庭の経済状況を重視して行っている。

そのほか、生活全般に関する学生の意見・要望は、主としてアドバイザーと学生支援係が聴取している。聴取された意見・要望は、学生委員会を含む該当の委員会、学科会議、学部教授会等で把握・分析し、改善のために活用している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学習環境に関する学生の意見・要望の把握は、アドバイザーによる面談、学生支援係の対応、学生会からの情報提供、改善提案箱への投書、アンケート等を通じて行っている。把握された意見・要望は、該当する委員会、学科会議、教授会等で分析し、現状改

善のために活用している。

アドバイザーは学生とたびたび面談しているので、学生の本音を聞くことは比較的容易である。また、学生は教育支援室を頻繁に訪れるので、そこでは学生の意見・要望を聴取しやすい。改善提案箱は、前述したように学内4箇所に設置しており、毎月それらから学生の意見・要望を受け取っている。学生会との協議や学生総会でも学生の意見・要望を汲み上げている。また、授業評価アンケートを通じても学生の意見・要望を把握している。さらに、平成24(2012)年度からは、学生の意見・要望を調査するためUNIPAを利用して「学生満足度アンケート」をオンラインで行い、アンケートの分析結果はIR推進室が報告書としてまとめている。

こうして把握・分析した学生の意見・要望は、その内容に応じて、学生支援係、学生委員会、学科会議、教授会等でさらに検討し、改善に反映させている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望を把握して対応する道筋はできているが、対応が遅い傾向がある。それに関しては、学生の意見・要望を検討するための会議体等を整理して結論をより早く出せるよう工夫していく。また、決定された対応策を速やかに遺漏なく遂行するため、場合によっては学生の協力を得ることを検討していく。

【基準2の自己評価】

学生の受け入れについては、入学定員の確保に至っておらず、最重点課題である。課題解決のためには、教育の質保障と就業力の向上はもちろん高校生及び社会のニーズに合致した学科、コース編成等の改革も視野に入れた取り組みが必要である。

学修支援については、教員と職員の協働による学生への学修及び授業支援に関する実施体制を適切に整備・運営している。また、授業評価アンケート等により学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備している。

学生生活の安定のための支援については、アドバイザーやゼミナール担当教員、関係職員のカウンセリング能力や学生個々人の多様な悩み等に適切に対応できる知識や技能を向上させるべく「FD&SD 全教職員会議」での研修に取り組んでいる。

キャリア支援については、系統的なキャリア教育を実施するとともに進路支援室と担当委員会、アドバイザーとの有効な連携を図るなど、組織的なサポート体制を構築し、就業力向上と的確な進路指導を展開している。

以上、定員確保等での課題はあるものの全体的には方針に沿って適切に運用されており基準2を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

《3-1 の視点》

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の大学および各学部、大学院のディプロマ・ポリシーを以下の通り策定し、それぞれ大学ホームページ、学生便覧等に明示し、周知している。

くらしき作陽大学のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

くらしき作陽大学は、ディプロマ・ポリシーとして、下記の「学士力」を修得することを目標としています。

- ・ 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・ 修得した専門的知識と技術を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・ 目標を掲げて主体的に学び続け、「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

音楽学部のディプロマ・ポリシー

- ・ 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・ 修得した音楽に関する専門的知識と技能を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・ 目標を掲げて主体的に学び続け、音楽に関する専門的能力を生かし「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

食文化学部のディプロマ・ポリシー

- ・ 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・ 修得した食文化に関する専門的知識と技術を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・ 目標を掲げて主体的に学び続け、食文化に関する専門的能力を生かして「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

1. 栄養学科

- ・ 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・ 管理栄養士教育を通して修得した専門的知識と技術を活用して、栄養的課題を明確

にしたうえで課題の解決ができる。

- ・ 目標を掲げて主体的に学び続け、管理栄養士として「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

2. 現代食文化学科 食と健康コース

- ・ 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・ 食と健康に関して修得した専門知識・技術を活用して、栄養士として人々の健康維持に必要な課題解決ができる。
- ・ 目標を掲げて主体的に学び続け、栄養士として「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

3. 現代食文化学科 フードコーディネーターコース

- ・ 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・ 快適な食環境の創出に関して修得した専門知識・技術を活用して、フードコーディネーターとして食環境に関する課題解決ができる。
- ・ 目標を掲げて主体的に学び続け、フードコーディネーターとして「自利利他」の精神で社会や人々の幸せに貢献できる。

子ども教育学部のディプロマ・ポリシー

- ・ 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・ 修得した保育、教育、および子育て支援に関する専門的知識と技術を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・ 目標を掲げて主体的に学び続け、子どもの保育と教育に関わる職業人として「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

1. 子ども教育学科 小学校・特別支援学校コース

- ・ 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・ 修得した教育理論と実践に関する専門的知識・技術を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・ 目標を掲げて主体的に学び続け、子ども教育に関わる職業人として「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

2. 子ども教育学科 保育園・幼稚園コース

- ・ 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・ 修得した保育、教育、および子育て支援に関する専門的知識・技術を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・ 目標を掲げて主体的に学び続け、子どもの保育と教育に関わる職業人として「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の進級要件および卒業要件は次のとおりである。それぞれ、大学ホームページ、学生便覧等に明示し、周知している。

音楽学部

1. 音楽学科 モクスワ音楽院特別演奏コース

・進級要件

具体的な進級要件は設定していないが、多くの専修科目を階段状に構成し、当該年度の開講科目を順当に単位修得していかなければ4年間での卒業ができない設計になっている。

・卒業要件

音楽学部音楽学科モクスワ音楽院特別演奏コースに4年以上在学し、ピアノ専修については、「教養に関する科目」46単位以上、「専門に関する科目」104単位以上、合計150単位以上、ヴァイオリン専修については、「教養に関する科目」46単位以上、「専門に関する科目」112単位以上、合計158単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者に対し、卒業を認定する。

2. 音楽学科 演奏芸術コース／教育文化コース

・進級要件

3年次修了時において「教養に関する科目」26単位以上、「専門に関する科目」64単位以上、合計90単位以上を修得していない者は、次年次への進級を認めない。

・卒業要件

音楽学部音楽学科に4年以上在学し、「教養に関する科目」36単位以上、「専門に関する科目」88単位以上、合計124単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者に対し、卒業を認定する。

食文化学部

1. 栄養学科

・進級要件

2年次修了時において、「教養に関する科目」20単位以上、「専門に関する科目」55単位以上を修得していない者は、3年次への進級を認めない。

・卒業要件

食文化学部栄養学科に4年以上在学し、教養に関する科目については35単位以上、専門に関する科目89単位以上、合計124単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

2. 現代食文化学科 食と健康コース

・進級要件

3年次修了時において「教養に関する科目」、「専門に関する科目」あわせて90単位以上

を修得していない者は、4年次への進級を認めない。

・卒業要件

食文化学部現代食文化学科に4年以上在学し、教養に関する科目については34単位以上、専門に関する科目90単位以上、合計124単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

3. 現代食文化学科 フードコーディネーターコース

・進級要件

3年次修了時において「教養に関する科目」、「専門に関する科目」あわせて90単位以上を修得していない者は、4年次への進級を認めない。

・卒業要件

食文化学部現代食文化学科に4年以上在学し、教養に関する科目については34単位以上、専門に関する科目90単位以上、合計124単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

子ども教育学部

1. 子ども教育学科 小学校・特別支援学校コース

・進級要件

3年次終了時において、「教養に関する科目」、「専門に関する科目」合わせて90単位以上修得していない者は、4年次への進級を認めない。

・卒業要件

子ども教育学部子ども教育学科に4年以上在学し、教養に関する科目については34単位以上、専門に関する科目については90単位以上、合計124単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

2. 子ども教育学科 保育園・幼稚園コース

・進級要件

3年次終了時において、「教養に関する科目」、「専門に関する科目」合わせて90単位以上修得していない者は、4年次への進級を認めない。

・卒業要件

子ども教育学部子ども教育学科に4年以上在学し、教養に関する科目については34単位以上、専門に関する科目については90単位以上、合計124単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

大学院

・修了要件

大学院音楽研究科に2年以上在学し、修了要件単位32単位以上を修得し、修了論文、修了演奏、作品発表の審査に合格した者に対し、教授会の意見を聴き学長が修了を認定する。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

大学の単位は、学部共通で授業科目を履修し、試験に合格した場合に認定し、秀、優、良、可が合格、不可が不合格である旨、学則及び学生便覧に明示し、厳正に適用している。進級基準、卒業認定基準については、教授会での十分な審議を経て厳格に適用されており、学士の学位はこれらの卒業要件を満たした者について、学長が教授会の意見を聴き授与している。

大学院の単位は、授業科目を履修し、試験に合格した場合に認定することとしており、秀、優、良、可が合格、不可が不合格である。

また、大学においては、他大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定も行っており、これらを学則に明示し、単位の認定は、教授会の議を経て厳正に行っている。

単位制度について学生の理解を深めるために、「学生便覧」に「単位制」に関する項目を設け、学生の自主的な学習が単位制度にとって不可欠な要素であることを説明するとともに GPA(Grade Point Average)制度、CAP 制度等の説明も行っている。

CAP 制度については、各学年とも 49 単位を履修登録の上限単位数として定めており、一部の例外を除きこの単位数以上の履修登録をすることは出来ない。このことは学生便覧に明記し、上記単位数を超えて履修登録をした場合、UNIPA 上でエラー表示が出て履修登録が出来ないシステムになっており、厳正な適用がなされている。

さらに、学生の自主的な学修を促すために、全ての授業科目のシラバスに「自学・自習内容」、「自学・自習時間」に関する項目を設け、学生が行うべき自学・自習の内容とその時間を明示している。

卒業認定、修了認定については、卒業判定会議、修了判定会議での十分な審議を経て認定されており、厳正に適用されている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定基準については、特に音楽学部の実技科目において評価基準の妥当性の課題があり、教務委員会が各専修部会（ピアノ、声楽、管楽器・打楽器、弦楽器、邦楽、音楽総合、音楽デザイン）の調整を図りながら検討してきた。

平成 25(2013)年度から GPA 制度を全学的に導入し、その効果等についても検証がなされ、現状では特に大きな問題無く運用されている。

CAP 制については、学生便覧に記載しているように「新入学生において、本人の学修計画、免許・資格の取得希望、意欲、入学試験の成績、入学後の学力検査等を勘案し、49 単位を超える適切な学修時間の確保が可能と判断される者として、学科の承認を受けた者は 49 単位を超えて履修登録が出来るものとします。」という例外規定はあるものの、それ以外では基本的に CAP 制度が機能しており、今後も引き続き厳正に運用していく。

3-2 教育課程及び教授方法

《3-2 の視点》

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の各学部、大学院のカリキュラム・ポリシーを以下の通り策定し、それぞれ大学ホームページ、学生便覧等に明示し、周知している。

くらしき作陽大学のカリキュラム・ポリシー

くらしき作陽大学では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、教養教育、専門教育、キャリア教育において下記のようなカリキュラム・ポリシーで教育課程を編成します。

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・ 各学部・学科独自の専門的知識と技術を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決できる実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・ 職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人を身につけるためのキャリア教育を行う。

音楽学部のカリキュラム・ポリシー

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・ 音楽の理論と実技、ならびに演奏法や指導法などについて系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・ 音楽に関する専門的能力を生かした職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人を身につけるキャリア教育を行う。

食文化学部のカリキュラム・ポリシー

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・ 食文化に関する専門的知識と技術を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための

専門教育を行う。

- ・ 食文化に関わる職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人力を身につけるキャリア教育を行う。

1. 栄養学科

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・ 管理栄養士の基盤となる栄養学の専門的知識と技術を系統的に学ぶとともに、医療における栄養管理や栄養教育、給食経営および臨地実習などの地域における学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・ 管理栄養士として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人力を身につけるキャリア教育を行う。

2. 現代食文化学科 食と健康コース

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・ 人体と食品および栄養学など食と健康に関わる専門的知識・技術を系統的に学ぶとともに、給食管理校外実習や災害時対策実習など地域における学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・ 栄養士として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人力を身につけるためのキャリア教育を行う。

3. 現代食文化学科 フードコーディネーターコース

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・ 食文化、食品と栄養、食環境と表現および商品・店舗開発についての専門的知識・技術を系統的に学ぶとともに、商品開発や店舗経営、地域イベント、学外実践研修など地域における学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・ フードコーディネーターとして必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人力を身につけるためのキャリア教育を行う。

子ども教育学部のカリキュラム・ポリシー

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・ 保育、教育、および子育て支援に関する専門的知識・技術を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決できる実践力を身につけ、生涯にわたって自己

の成長を促すための専門教育を行う。

- ・ 子どもの保育と教育に関わる職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人を身につけるためのキャリア教育を行う。

1. 子ども教育学科 小学校・特別支援学校コース

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・ 教育に関わる子ども理解、教育理論、特別支援教育、学習内容・指導法などの専門的知識・技術を系統的に学ぶとともに、地域での学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・ 子どもの教育に関わる職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人を身につけるためのキャリア教育を行う。

2. 子ども教育学科 保育園・幼稚園コース

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・ 保育、教育、および子育て支援に関する専門的知識・技術を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決できる実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・ 子どもの保育と教育に関わる職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人を身につけるためのキャリア教育を行う。

大学院音楽研究科のカリキュラム・ポリシー

大学院音楽研究科では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、下記の2項目を主眼とする教育課程を編成しています。

- ・ 理論と実践の調和を図りながら、高度の専門的能力と独創的研究能力を涵養・伸長する。
- ・ 社会における音楽文化の役割の重要性を認識し、そのニーズに柔軟に応えつつ啓発する力を身につける。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、教養教育、専門教育、キャリア教育においてカリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程を編成しており、両ポリシーにおいて一貫性は確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、建学の精神に基づく宗教的情操教育を基盤として、学生の主体的な学修を尊重しながら、豊かな知性と人間性を育む教養教育とともに、就業力形成のためのキャリア教育、ならびに各学部・学科の専門教育を積み上げて、体系的な教育課程を編成することを念頭に、各学部、学科、コース、専修の特性に応じた履修系統図を作成してい

る。これらの履修系統図は学年進行に沿って履修を進めていくことで、本学のカリキュラム・ポリシーに沿った教育効果が獲得出来るものとする。

音楽学部における教育課程編成

音楽学部音楽学科は、モスクワ音楽院特別演奏コース、演奏芸術コース、教育文化コースの3つのコースを設定し、学部のカリキュラム・ポリシーおよび法令に沿って、各コースの専門領域にかかわる「専修科目」、各コース共通の「共通科目」、「教養に関する科目」、「教職に関する科目」で構成している。

できるだけ幅広い領域について学修できるようにするという方針から、「専修科目」は実技レッスンや専門性の高い授業科目に限定し、多くを「共通科目」として開設しているのが特徴である。なお、一部については、専門楽器の種類によって履修が制限される科目や、オーディションによって選抜された履修生のみを履修対象とする科目もある。

モスクワ音楽院特別演奏コースは、原則としてモスクワ音楽院（在ロシア）の教育課程に基づいて、卒業後のモスクワ音楽院への留学やプロ演奏家を養成することを念頭に、高度な演奏能力と音楽理論を修得させることと、ロシア語教育の充実に配慮したカリキュラムとなっている。

演奏芸術コースは、演奏家や楽団員等として活躍する人材の養成を目的として、個人レッスンを中心とする実技科目を充実させ、また、少人数クラス編成による演習科目を中心に構成している。

教育文化コースは、音楽教育専修と音楽デザイン専修に区分され、前者は音楽科教員の養成、後者は様々な音楽業界で活躍する人材の養成を行うため、それぞれ専門性の高い特色あるカリキュラムを設定している。

食文化学部における教育課程編成

食文化学部の教育課程は、学部のカリキュラム・ポリシーおよび法令に沿って「教養に関する科目」、「専門に関する科目」及び「免許・資格取得に関わる科目」に区分し、さらに学科ごとに必修科目、選択必修科目、選択科目の三つに分けている。これらは、各年次の履修単位数及び教育効果を考慮し、1年次から4年次まで教養教育と専門教育のバランスをとって開講するよう配慮している。「教養に関する科目」をさらに「一般教養科目」、「専門教養科目」、「保健体育」、「外国語科目」に区分し、「専門教養科目」は、各学科の専門科目を受講する際の基礎となる自然科学・健康科学・情報処理に関する科目によって構成している。「専門に関する科目」は、「専門基礎科目」と「専門科目」（栄養学科）、「専門実践科目」（現代食文化学科）に区分し、学科・コースごとに特色ある科目構成となっている。

栄養学科は、管理栄養士養成課程としての質を保証するために基礎教育と専門教育のバランスをとりながら実践教育を重視しつつ、管理栄養士免許を取得できるよう教育課程を編成している。厚生労働省の認定基準に沿った管理栄養士養成に係る科目のほぼ全てを卒業要件として、本学独自の科目も加え専門基礎科目と専門科目を充実させている。管理栄養士は、予防と治療の両面から、あらゆる人々の健康増進に寄与しQOL(Quality of Life)の向上に努めなければならないことから、確かな知識や技術の裏づけの上に人の

心を動かすことのできる人間性が求められる。このような観点から本学科では特に、卒業後、管理栄養士として活躍するために、「人間の食」のあり方について社会環境、人の体、食物を連携して総合的に学ばせ、高度な専門知識と心豊かな人間性を備えた管理栄養士を養成するために必要な知識と理論、技術と実践力を習得できるよう講義と実習を効率よく配置している。「専門に関する科目」は、教育内容別に科目群として「専門基礎分野」と「専門分野」に区分している。いずれの分野も管理栄養士養成課程に必要とされる科目である。専門基礎分野では、「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」に関する科目が置かれている。専門分野は、「基礎栄養学・応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」、「総合演習」、「臨地実習（校外実習）」の教育内容に関する科目を置いている。

現代食文化学科では、平成 23(2011)年度から新たに「食と健康コース」と「フードコーディネーターコース」の二つのコースを設け、学生の進路希望に応じて充実した教育を行えるように配慮している。

また、両コースとも食に関連する各種資格の取得を支援する教育も重視しており、中学校・高等学校の各教諭一種教員免許（家庭科）、栄養教諭二種免許（食と健康コースのみ）、フードスペシャリスト資格、フードコーディネーター資格、食品衛生管理者・監視員資格などを取得することができるよう授業科目を設定している。さらに、4 年次への進級要件（両コース）及び栄養士免許取得にかかる栄養士必修科目の履修要件（食と健康コース）を設定するなど、系統的に学ぶ道筋も示している。また、学外実践研修やインターンシップなどの体験型のカリキュラムを充実させ、就業力の向上に結びつけることができるカリキュラム編成である。

現代食文化学科「食と健康コース」は、栄養士免許関連科目を基本にして、食に関する専門的な知識と技術を高めるために、食品を料理にするための調理に関する科目の充実、日本と世界の食と文化に関する科目、人間の食べる食物の成り立ちや消費を学ぶための地産地消実習などの実習科目群を充実させ、実践力の向上を図っている。栄養士関連科目においては、講義内容を体験・発展させるための実習を合わせて受講させ、知識と実践とを融合できるように配慮している。専門に関する科目は、「栄養士関連科目」、「食文化・食品・栄養に関する科目」、「食環境・表現・商品・店舗開発に関する科目」、「資格対策に関する科目」、「統合に関する科目」で構成している。また、インターンシップや「卒業研究」などがある。

現代食文化学科「フードコーディネーターコース」は、食をプロデュースする基礎力として調理力（家庭料理技能検定 4 級～）を涵養しながら、フードデザイン関連科目、モノづくり関連科目、食文化関連科目となりたい自分に向かって体系的・段階的に専門的な知識と技術が修得できるようにカリキュラムを組み立てている。また、高い実践力と応用力を身につけるための科目として学外実践研修を設けている。「専門に関する科目」は、「専門基礎科目」として「食文化に関する科目」、「食品・栄養に関する科目」、「専門実践科目」として「食環境・表現に関する科目」、「商品・店舗開発に関する科目」、「資格対策に関する科目」、「統合に関する科目」で構成している。更に実践力を養成する目的で「学外実践研修Ⅰ～Ⅱ」も設けている。

子ども教育学部における教育課程編成

子ども教育学部子ども教育学科の教育課程は、学部のカリキュラム・ポリシーおよび法令に沿って「教養に関する科目」、「専門に関する科目」、「その他の科目」に区分している。

子ども教育学部子ども教育学科は、小学校・特別支援学校教諭コースと保育園・幼稚園コースの2つのコースを設定しており、「教養に関する科目」はコース共通であるが、「専門に関する科目」はコース毎に、開設科目や必修科目は異なっている。

両コース共通の教育課程である「教養に関する科目」には、大学のカリキュラム・ポリシーに沿った「宗教Ⅰ」、「宗教Ⅱ」、「宗教Ⅲ」、「宗教Ⅳ」、「アセンブリー・アワーⅠ」、「アセンブリー・アワーⅡ」の他に、「情報活用演習」や「日本国憲法」、「英語」や「英会話」、「スポーツ実技」や「健康科学」を開設している。

「専門に関する科目」はそれぞれのコースごとのカリキュラム・ポリシーに沿って編成されている。

小学校・特別支援学校教諭コースの「専門に関する科目」には、小学校教諭、特別支援学校教諭及び幼稚園教諭養成に必要な授業科目を中心に、「キャリア教育科目」、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、「その他の科目」に区分して編成し、それぞれ区分ごとに卒業要件単位と免許状の種類別の必修科目、選択必修科目、履修推奨科目等を指定している。

保育園・幼稚園コースの「専門に関する科目」の教育課程は、保育士及び幼稚園教諭養成に必要な授業科目を中心に「キャリア教育科目」、「子どもの教育及び保育の本質・目的」、「子ども及び保育の対象の理解」、「子どもの教育及び保育の内容・方法」、「子どもの教育及び保育の表現技術」、「子どもの教育及び保育のための実習と演習」、「子どもの教育と指導」、「特別支援教育に関する科目」に区分して編成し、それぞれの資格・免許ごとの必修科目、選択必修科目、履修推奨科目等を指定している。

大学院音楽研究科における教育課程編成

大学院音楽研究科は、「演奏芸術領域」と「音楽文化領域」の2つの領域に分け、さらに専門性を高めるために「演奏芸術領域」を4つの研究領域に、「音楽文化領域」を2つの研究領域に分けて編成し、教育課程は、それぞれの専門に関わる「領域科目」と、各領域共通の「関連科目」から構成している。

「領域科目」は、主に専門実技レッスンに相当する「領域実技」とこれに対応する専門的な演習科目を設定し、「関連科目」は、専門以外の実技レッスン（副科）と各種講義、演習を設定している。学位審査は修士論文または修了演奏で受けることが可能であるが、修了演奏を選択した者には「修了副論文」を必修科目として課している。

3-2-④ 教養教育の実施

本学及び併設短期大学では、共通の組織として「教養教育専門部会」が組織されている。教養教育専門部会は教養科目を担当する教員で構成され、本学及び併設短期大学における教養教育全般や教育課程についての意見・情報交換を行うとともに、共通する事項について協議・調整を行っている。これらの本学と併設短期大学との合同の委員会等

で協議された事項については、さらに学科会議や教授会等で審議・検討されることとなっている。このような併設短期大学との横断的な教養教育専門部会の存在は、本学の教養教育の特長と言える。

「教養に関する科目」には、建学の精神を基盤とした学生の主体的な学修を促すため、必修科目として、「宗教Ⅰ」、「宗教Ⅱ」、「宗教Ⅲ」、「宗教Ⅳ」、「アセンブリー・アワーⅠ」、「アセンブリー・アワーⅡ」、を1年次前期から開設している。また、英語力や情報活用能力の学士課程教育に必要な基礎力を形成するために共通教育を行っている。英語力向上・グローバル人材育成については、平成29(2017)年度より全学共通英語教育コア・カリキュラムに基づき、全学的な英語教育を推進している。また、情報活用演習では単なるコンピュータの操作技術に留まらず、現代社会において求められる情報リテラシーや情報モラルの育成にも重点を置いた指導を行っている。

さらに本学では、COC事業における「くらしき若衆」育成プログラムにおいて、地域ニーズをテーマに主体的な学修態度の獲得を目指して、地域貢献活動を体験する「くらしき学講座」を「アセンブリー・アワー」内に位置付け、その他の授業科目として「地域貢献実践」や「インターンシップ」、「若衆実践演習」等を通して、くらしき若衆の育成に取り組んでいる。

その他の「教養に関する科目」については、各学部において独自の教育課程を編成しており、「教養に関する科目」の卒業要件修得単位数も学部・学科ごとに異なっている。これは、前述の建学の精神及び各学部学科等の教養教育に関するカリキュラム・ポリシーに対応したものである。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、平成24(2012)年度に採択された「文部科学省大学間連携共同教育推進事業(平成28(2016)年度終了事業)」において、関西国際大学を代表校として淑徳大学、北陸学院大学、本学の4大学が連携して、主体的に考え行動できる力を持ち、予測困難な時代に対応できる人材育成を期した取り組みを実施してきた。特に、教授方法の工夫・開発に関しては、アクティブラーニング型授業の導入状況調査および、ハイ・インパクト・プラクティスの充実に力を入れてきた。

アクティブラーニング型授業の導入状況調査は教員を対象とした調査である。学生の主体的な学びを促進するための取り組みをどの程度行なっているかを確認するため、アクティブラーニングの実施状況やルーブリックの活用状況について、年に1回教育改善に関する調査を実施し、集計、分析の結果を改革会議等で報告している。

また、同事業に基づき、ハイ・インパクト・プラクティスを実施している。ハイ・インパクト・プラクティスとは学習者の能動的学修を促進する一手法であり、能動的な教育実践を構造化することで学習者に強い影響を生み出そうとする教育プログラムのことである。平成26(2014)年度までは、「アセンブリー・アワー」の取り組みの一つとして「ふるさと集会」を実施していた。全30コマの授業回数のうち、4コマを使用して小集団活動を行い、2コマを使って発表会を行うものであり、学部、学科を超え、学生の出身地ごとに20人から30人の18クラス編成を行い、出身地にちなんだテーマについて討議、情報収集、分析、まとめを行ない、最後に全体で発表を行うものであった。平成

27(2015)年度よりこれを発展させた「くらしき学講座」を倉敷の地域貢献活動として実施している。「くらしき学講座」は、「アセンブリー・アワー」での取り組みを含め、4年間を通した学修プログラムである。例えば、音楽学部では、音楽貢献実践として、玉島市民交流センターや大原美術館において「ヤングコンサート」を開催している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

音楽学部

「教養に関する科目」については、特に初年次教育の充実、学士力向上、就業力育成および多様化した学生のニーズに対応した効果的な科目の設定について、併設短期大学とも協力しながら検討を続けていく。1 年次必修科目「教養基礎」や「アセンブリー・アワー」の内容や方法、就業力育成のための「実務基礎」の充実などが喫緊の課題であると認識している。

各コースの「共通科目」については、平成 25(2013)年度から、「音楽科教育演習」や「マーチング演習」など、学生の主体的、能動的な体験活動による学修を企図する参加型授業の導入を始めた。これらの科目の教育的効果の検証についても、教務委員会等で行う。

現在、教務委員会では、授業科目のナンバリングについても検討している。レッスン等の実技科目については、すでに履修順序や条件が整理されている。それらは、科目名にローマ数字（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ…）を付して示しており、Ⅰを履修（単位取得）しなければⅡが履修できないようにしている。他の科目については、開講時期の調整等も必要になることから、早期導入は難しい面もあるが、引き続き検討していく。

食文化学部

現在の教育課程は概ね適切かつ体系的に設定されているが、学生の多様化や社会的ニーズの変化は、今後さらに急速に進むことが予測される。そのため、これからも教育課程に関する点検を行い、改善・改革を進めていく。

具体的には、次の事項について検討を進めていく。

- ①学部・学科の目的及び教育課程編成方針と授業内容のさらなる整合化を推進する。
- ②教養に関する科目の全学共通化を推進する。
- ③他学部・他学科の授業科目履修希望者への柔軟な対応策を検討する。
- ④3 学部からなる本学の特色を活かした教育・研究活動を推進する。

子ども教育学部

平成 25(2013)年度から、小学校教諭・特別支援学校教諭を目指す「小学校・特別支援学校コース」と、保育士・幼稚園教諭を目指す「保育園・幼稚園コース」の 2 コース制を取り入れ、1 年次から志望する分野に特化したカリキュラムを編成したが、年次進行に従い学修の成果を確認し必要があれば適宜改正を行う。また、平成 25(2013)年度に開設した附属認定こども園の積極的な活用を図り、新たな授業科目の開設や既設授業での利用等についても検討を進める。

大学院

地域の音楽指導者としての資質向上を図るため、地域における実践的な音楽活動に関与する具体的な方法を検討する。

3-3 学修成果の点検・評価

《3-3 の視点》

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1) 授業評価アンケートによる学生評価

教育目的の達成状況の点検・評価及び改善のため、本学では全学にわたり各学期末に全授業科目を対象とした、授業方法や授業運営についての「授業評価アンケート」を実施しており、教育目的の達成状況や満足度を点検・評価するための工夫がなされている。アンケート結果は、教育内容改善用データとして各教員にフィードバックされ、教育内容・方法及び学修指導などの改善に役立っている。

また、平成 26(2014)年度までは「授業改善のためのアンケート」を実施していたが、平成 27(2015)年度以降は「授業評価アンケート」と名称を変更し、「A 授業への取り組みに関する質問」（「あなたは、シラバスで授業の到達目標や授業内容について確認しましたか」等 4 問）、「B 教員の授業態度や授業内容に関する質問」（「授業方法の工夫や時間配分は適切でしたか」等 6 問）、「C 授業の成果に関する質問」（「あなたはこの授業のシラバスに示している到達目標に達しましたか」等 4 問）を 5 件法（設問 14 番を除く）により回答する形式を取り、また、授業の成果として、以下の 9 点について当てはまる項目を塗りつぶす評価項目（設問 14 番）を設け、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検が可能なアンケートに改善した。

C14-1 専門的知識や技術、または言語能力や ICT 活用の力などが身についた

C14-2 人間や社会、文化や自然などへの理解が深まった

C14-3 表現力やプレゼンテーション能力、演奏技術や表現力が身についた

C14-4 さらに関連分野を学ぶ意欲がわいた

C14-5 進んで取り組む実践力が身についた

C14-6 問題を発見して解決する力が向上した

C14-7 人としての生き方を考えたり、人間形成に役立った

C14-8 コミュニケーション能力やお互いに協力しあう力が向上した

C14-9 職業を選択する力の向上や、職業に就く意欲がわいた

平成 28(2016)年度に実施した授業評価アンケートの内、授業の成果について問う設問（設問 14）の回答比率（表 3-3-1）は、学部および教養教育科目・専門教育科目別のすべての授業において、成果があったと回答した者の比率を示している。C14-1 や C14-8 に関する項目では教養・専門両方において成果として感じている学生がいる一方、C14-2 や C14-7 では教養教育科目での成果として、C14-4 や C14-9 では専門教育科目での成果として感じている学生が多いことが分かる。しかし、学部間や学生間でかなりのばらつきがあり、特に、C14-6 の項目については学生が学修成果として授業を通しては感じ取れていないことが読み取れる。問題発見力・問題解決力の向上のための指導を今後強化していく必要がある。こうした全体を通しての学修成果についてバランスよい教育を展開していく必要がある。

また、初年次に建学の精神を学ぶ「アセンブリー・アワーⅠ・Ⅱ」および「宗教Ⅰ・Ⅱ」の平成 28(2016)年度授業評価アンケートのうち、授業の成果に関する質問 3 項目（C11「あなたはこの授業のシラバスに示している到達目標に達しましたか」、C12「この授業の内容は興味深いものでしたか」、C13「この授業は、全体として良い授業であったと思いますか」）について分析した。その結果(表 3-3-2)より、すべての学部・すべての項目において、中央値 3 を超えており、一定の成果があると評価できると考えられる。

表 3-3-1 平成 28 年度学生による学修成果に関する回答比率

設問 No	音楽学部			食文化学部			子ども教育学部			全体		
	教養	専門	合計	教養	専門	合計	教養	専門	合計	教養	専門	合計
C14-1	30%	45%	39%	28%	38%	35%	27%	31%	30%	28%	35%	33%
C14-2	27%	12%	18%	20%	7%	10%	19%	10%	12%	20%	9%	12%
C14-3	12%	21%	18%	5%	4%	4%	9%	18%	16%	8%	12%	11%
C14-4	24%	39%	33%	17%	33%	29%	16%	34%	29%	18%	34%	30%
C14-5	14%	21%	18%	12%	18%	16%	14%	21%	19%	13%	19%	18%
C14-6	10%	12%	12%	5%	7%	7%	5%	10%	8%	6%	9%	8%
C14-7	24%	7%	14%	20%	6%	9%	15%	13%	13%	19%	9%	11%
C14-8	14%	10%	12%	14%	15%	15%	18%	18%	18%	16%	16%	16%
C14-9	7%	13%	11%	3%	8%	7%	6%	23%	19%	5%	15%	12%

表 3-3-2 平成 28 年度学生による建学の精神を学ぶ授業科目の回答平均

授業科目名	設問 No	音楽学部	食文化学部	子ども教育学部
アセンブリー・アワーⅠ	C11	3.6	3.6	3.6
	C12	3.7	3.6	3.5
	C13	3.9	3.8	3.8
アセンブリー・アワーⅡ	C11	3.8	3.7	3.7
	C12	3.7	3.6	3.6
	C13	3.9	3.8	3.8

宗教Ⅰ	C11	3.7	3.5	3.3
	C12	3.5	3.7	3.2
	C13	3.8	3.8	3.3
宗教Ⅱ	C11	3.8	3.6	3.5
	C12	3.9	3.6	3.0
	C13	3.9	3.7	3.2

2) 資格取得状況について

食文化学部栄養学科の管理栄養士国家試験においては、ここ数年高い合格率を維持している。図 3-3-1 は管理栄養士の合格者数、合格率の推移を示した図である。棒グラフが合格者数で、赤の折れ線が本学の、紫の折れ線が全国・新卒の合格率を示している。最近の 3 ヶ年の合格者数、合格率のいずれも中四国トップクラスの実績を維持しており、第 10 期生(平成 26(2014)年度)の合格率は 100%を達成することができた。これは、教育目的達成のための学修支援効果が確実に上がっている証拠といえる。第 1 期生から第 12 期生までの累計の管理栄養士合格者数は 792 人である。また、栄養学科の卒業生の 70%以上が管理栄養士・栄養士の資格を生かせる職場（病院、社会福祉法人、給食産業、保育園、学校等）に就職している。

現代食文化学科では、3 年生対象に栄養士実力認定試験（一般社団法人全国栄養士養成施設協会主催）を受験することを義務付け、栄養士としての資質向上を図っている。この試験では、栄養士として必要な知識・技術に優れ、絶対的信頼がおけると認められた者に対し「A」の認定が与えられる。認定証 A の取得率は図 3-3-2 に示すように、平成 26(2014)年度 96.1%(49 人/51 人中)、平成 27(2015)年度 100%(48 人/48 人中)、平成 28(2016)年度 95.8%(46 人/48 人中)であり、高い取得率を維持している。

現代食文化学科「フードコーディネーターコース」の学生には家庭料理技能検定 4 級の取得を義務付け、調理技術の向上を図っている。「食と健康コース」の学生にも任意だが受験を推奨している。また、現代食文化学科のフードスペシャリスト資格取得率は、平成 27(2015)年度 96.2%(25 人/26 人中)、平成 28(2016)年度 81.4%(22 人/27 人中)であり、教育目的達成に向けて、一定の成果が上がっている。

留学生に対しては日本語能力試験の 2 級合格を目標とさせ、日本語能力の向上を図っている。

子ども教育学部子ども教育学科では「保育実習」、「教育実習（幼稚園実習）」、「教育実習（小学校実習）」、「特別支援学校教育実習」の参加要件を内規で定め、実習該当年までの単位修得状況と成績評価等を判定基準に、実習資格を判定している。内規で定められた参加要件を満たせば、実習参加資格を得る制度を確立している。

なお、平成 24 年度から平成 28 年度までの本学における各学部での資格・免許取得状況は表 3-3-3 の通りである。

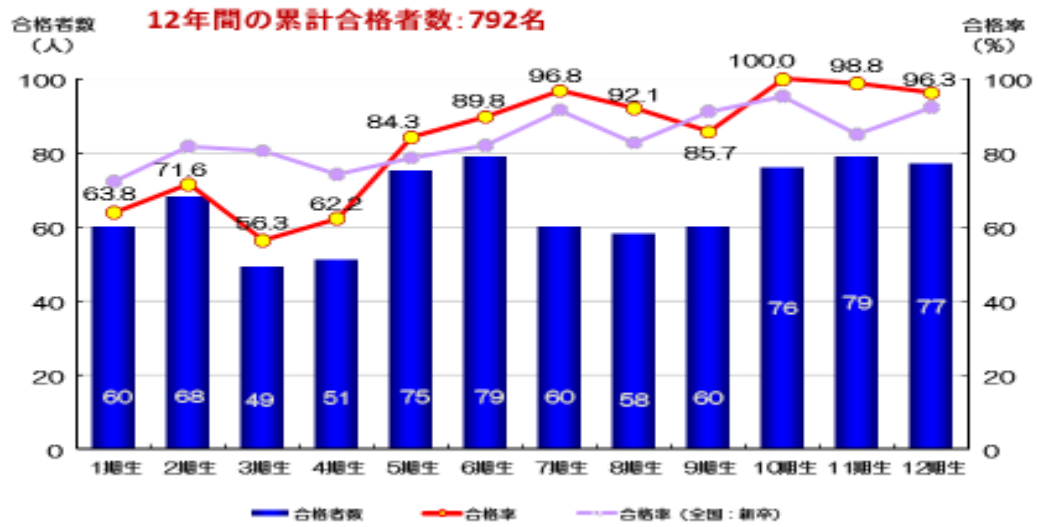


図 3-3-1 管理栄養士合格者数 (率) の推移

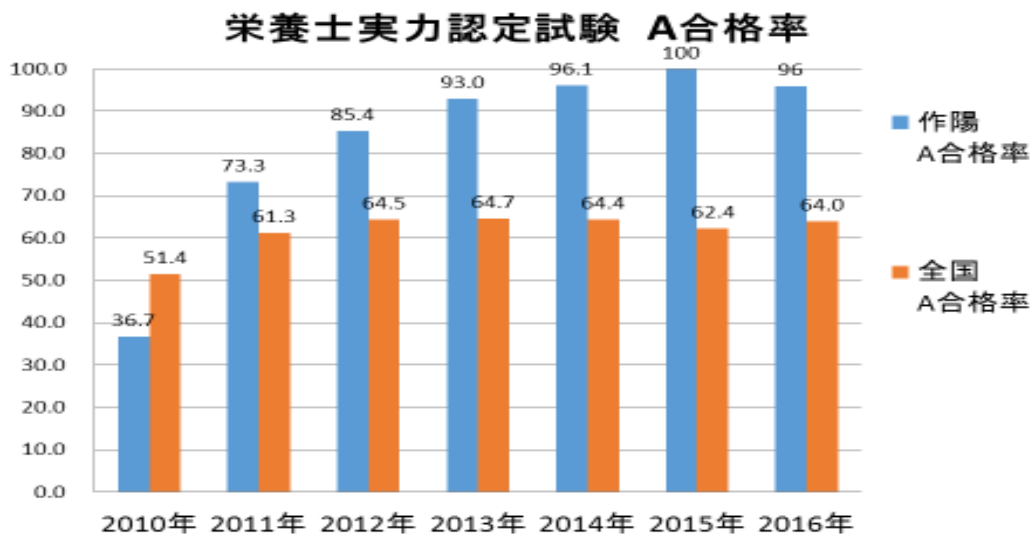


図 3-3-2 栄養士実力認定試験の A 合格率推移

表 3-3-3 本学における資格・免許取得状況（過去 5 年間）

学部・学科	区分	H24	H25	H26	H27	H28
音楽学部 音楽学科 (音楽教育学科含む)	卒業者数	89	81	74	78	68
	中学校教諭一種免許状(音楽)	45	22	25	17	35
	高等学校教諭一種免許状(音楽)	45	22	25	17	35
	博物館学芸員	0	8	3	2	1
食文化学部 現代食文化学科 (食産業学科含む)	卒業者数	66	62	72	84	68
	中学校教諭一種免許状(家庭)	10	7	6	5	6
	高等学校教諭一種免許状(家庭)	10	7	6	5	6
	博物館学芸員	0	0	0	1	3
	栄養教諭二種免許状	0	0	1	2	4
	栄養士免許	39	38	53	51	42
	食品衛生管理者・食品衛生監視員資格	33	28	38	42	31
	フードスペシャリスト資格	26	27	28	31	25
	フードコーディネーター資格	－	－	32	28	19
食文化学部 栄養学科	卒業者数	74	78	78	89	95
	栄養教諭一種免許状	5	7	4	9	11
	博物館学芸員	4	1	0	2	1
	栄養士免許	65	72	69	85	85
	食品衛生管理者・食品衛生監視員資格	55	72	69	82	83
子ども教育学部 子ども教育学科	卒業者数	56	100	92	87	126
	幼稚園教諭一種免許状	50	90	80	72	85
	小学校教諭一種免許状	16	50	27	32	52
	特別支援学校教諭一種免許状(知・肢・病)	21	59	50	43	60
	保育士資格	41	73	65	65	76
	認定ベビーシッター資格	31	27	17	29	57
	ピアヘルパー資格	13	17	13	6	28
	児童厚生一級指導員	2	2	2	0	3
	博物館学芸員	1	3	3	0	0

3) 就職状況について

平成 28(2016)年度卒業生の就職状況は、平成 29(2017)年 5 月 1 日現在、音楽学部では音楽学科 97%、食文化学部では現代食文化学科が 95.6%、栄養学科が 100%、子ども教育学部では子ども教育学科が 99.2%となっており、進学も含めて 95%以上の就職率を示しており就職状況は良いといえる。なお、各学部の進路の内訳は図 1～4 の通りである。

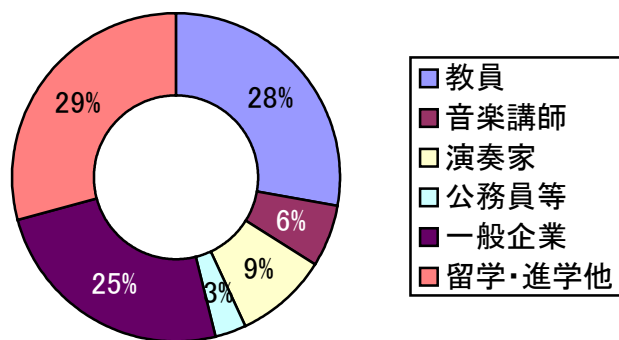


図1【音楽学部】

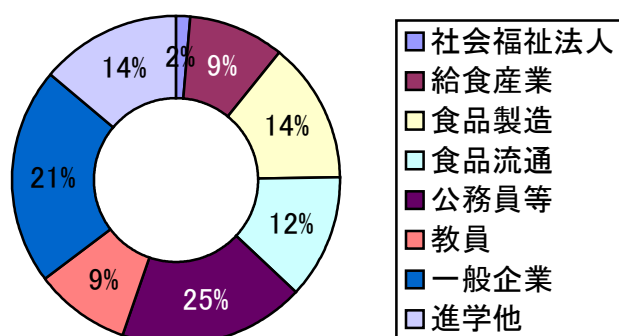


図2【食文化学部 現代食文化学科】

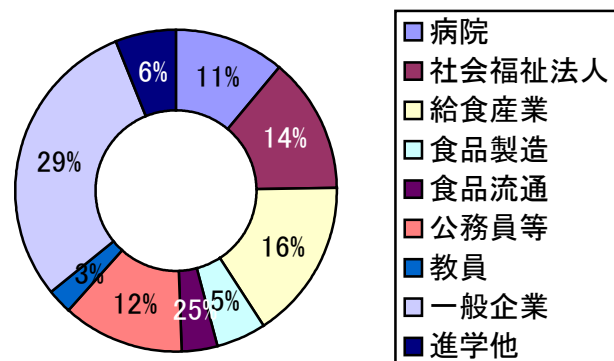


図3【食文化学部 栄養学科】

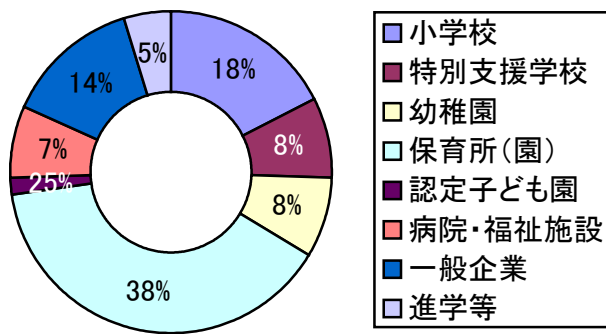


図4【子ども教育学部】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

毎学期終了時には、全科目において「授業評価アンケート」を実施し、そのアンケート結果を各担当教員にフィードバックすることで、教育方法改善を促している。また、各教員のアンケート結果を学部長が精査し、問題がある場合は教員を個々に呼び出し、直接指導を実施している。平成 28(2016)年度からは、評価の高い教員への顕彰を「FD &SD 全教職員会議」で行っている。

また、個人の評価に際して、教員全員が毎年度末に提出する「業績貢献自己報告書」には、教育に関連する評価尺度として、教育に関する工夫（大学の基本方針との整合、教育目標達成への取組み）、授業評価と改善（アンケート結果と改善のための見直し）を設けており、各教員はこれらの項目ごとに自己評価を行っている。「業績貢献自己報告書」は教員の年度ごとの評価に関する中心的な資料であり、これらにも基づいて評価された結果は教員全員に学科長や学部長からフィードバックされる。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の主体的な学修を促すため、シラバスを平成 25(2013)年度に高等教育研究センターが検討・提案した様式に変更し、翌年度以降も全学教務委員会がシラバスの様式及び「シラバス作成要領」を検討・修正し、改善を図っている。その成果を検証し、工夫・改善を行う。

教育目的の達成状況を点検する方法として「授業評価アンケート」を継続するとともに、新たな目的達成の点検、評価方法の工夫の検討を行う。アンケートの結果得られたデータの利用についても、FD 活動の活性化の有益な指標として組織的な取り組みを進めていく。

音楽学部では、ルーブリックを用いた評価方法の導入について検討している。実技や演習科目が大半を占める音楽学部では、これを用いた評価基準表を作成することで、学生の能動的な学修意欲を高め、かつ一層厳正な評価に繋げる。

食文化学部では、管理栄養士国家試験の成績や、栄養士実力認定試験、家庭料理技能検定等の試験結果も参考にしながら教育内容・方法や学修指導の方法についての具体的

な検討を更に進める。

子ども教育学部では、内規で定められている、「保育実習」、「教育実習（幼稚園実習）」、「教育実習（小学校実習）」、「特別支援学校教育実習」の受講要件を実情に沿う形で見直すとともに、学科会議、教授会等の場において授業のあり方、厳正な成績評価等について検討を行う。

【基準 3 の自己評価】

基準 3 については、単位認定、卒業・修了認定ではディプロマ・ポリシーに沿った基準を明確にし、厳正に適用している。教育課程及び教授方法については、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程編成方針が明確にされており、体系的編成や教授方法の工夫・開発も実施している。CAP 制度、GPA 制度、オフィス・アワーの導入、さらにシラバスの改善と予習・復習の明確化、厳格な成績評価を実施している。教育目的の達成状況の評価については、三つのポリシーを踏まえた学生の授業アンケート調査、資格取得状況、就職状況、就職先アンケート等を実施している。各教員へのこれら評価のフィードバックは、適切に精査したうえで行っており、「業績貢献自己報告書」として自己評価を行っている。以上のことから基準 3 を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学学則に大学の意思決定における学長の役割は明記され、そのリーダーシップは明確に確立されている。

学長は大学の教育研究の全般を管理し、本学の管理運営に関する主要な会議体である運営会議、改革会議、教授会、人事教授会等において最終的な意思決定者であり、教学の責任者としての責務を果たし、適切なリーダーシップを発揮している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

主要な会議体である運営会議、改革会議、合同教学会議には学部長が構成員として出席しており、学長の補佐体制も組織的に確立されている。さらに、学科会議は学科所属教員全員を構成員とし、教授会は助教以上の教員全員を構成員として定例的に開催している。

特に教授会については本学学則第 27 条から第 32 条において、以下のように定められており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築されている。

第 27 条 本学に教授会を置く。

② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長とその他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 28 条 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

第 29 条 教授会に、教授会に属する一部の者を以て構成する代議員会、専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。

第 30 条 教授会は、別に定めるところにより、代議員会等の意見を以て、教授会の意見とすることができる。

第 31 条 教授会及び代議員会等は、構成員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

第 32 条 教授会及び代議員会等に関する必要な事項は別に定める。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

平成 29(2017)年 4 月 1 日から施行された大学設置基準の一部改正により、事務職員・事務組織はこれまで以上に積極的な役割を担い、大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮することが求められており、作陽学園教職員組織規程においても「教職協働をもって学園の適正かつ円滑な管理運営をはかること」が示されている。

教学マネジメントの組織体制としての運営会議及び改革会議には事務局長、教育企画部長、経営企画部長が構成員として参加、また全学教務委員会には教育企画部の部長補佐が委員として参加しており、適正な職員の配置と役割の明確化による教学マネジメントの機能性が担保されている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長の適切なリーダーシップのもと、本学の主要な会議体である運営会議、改革会議、合同教学会議、教授会での権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築する。また、主要な会議体における組織体制として、適正な教員・職員の配置と役割の明確化による教学マネジメントの機能性を維持していく。

4-2 教員の配置・職能開発等

《4-2 の視点》

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用及び昇任等については、くらしき作陽大学教員採用・昇格規程に基づき運

用されている。教員の採用・昇任等に関する事項については、これを審議するための機関として人事委員会が置かれ、人事教授会に提案すべき案件を審議している。人事教授会は、候補者の選考・昇任等の適否を判断し、理事長は人事教授会の報告に基づき理事会の議を経て最終決定を行う。

教員採用については、年ごとに退職などによる専門分野教員の欠落を充足する観点を中心となっているため、毎年定期的には行われていない。通常、教員の採用は公募で行うが、専門分野によっては大学の特性をより理解して教育に活かす目的から広く推薦を求めたうえで採用している。

教員の昇任等は、等級規程に定める等級基準書、及び作陽学園等級細則に定める職務要件書と昇級・昇格審査基準に従い人事委員会にて審議が行われる。昇級・昇格審査基準では、リサイクル等・論文等・その他（受賞等、社会的評価）・勤務年数の4点が業績評価点となり、更に人事評価の結果も対象となる。

本学の教員の評価体制の中心は、平成16(2004)年度から導入された人事評価制度であり、平成29(2017)年度に改訂が行われ、業績貢献自己報告書・人事評価表の書式を改定するとともに数値基準を明確にした教育職員/評価基準を導入した。全教員が、業績貢献自己報告書・人事評価表を使用して教育、学生指導支援、研究、運営管理、社会貢献、人事（役付教員のみ対象）の職務領域に関して期初に目標を設定し、期末に実績を報告することとなる。人事評価制度のもう一本の柱として、重点目標の達成度が評価の対象となる。重点目標は理事長が定める学園基本方針と、学長が定める大学重点目標に従い、各学部が年度毎に重点的に注力する目標を設定する。全教員は学部・学科の重点目標に従い、重点目標設定用紙に各人の目標を期初に設定し、期末に実績を報告する。

目標及び実績が入力された業績貢献自己報告書・人事評価表を使用して、数値基準を明確にした教育職員/評価基準に従い狭義の人事評価が行われる。目標及び実績が入力された重点目標設定用紙を使用して、重点目標達成度評価が行われる。重点目標達成度評価は業績貢献自己報告書・人事評価表に転記され、総合評価としての人事評価が決定される。業績貢献自己報告書・人事評価表は重要な人事評価資料であり、学科長、学部長、最終的には学長が点検し、評価を決定している。この人事評価制度は人材育成を目的としているので、その評価結果は各人に還元され説明が行われる。

大学設置基準に定める本学の必要最低教員数は、学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数、大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数を合わせて52人である。（本学は平成27(2015)年度から音楽学部及び子ども教育学部の収容定員を変更した。法令上の必要教員数は、以下変更後の収容定員に基づく法令上の必要教員数によって算出したものである。）本学ではこれを上回る66人の専任教員を配置している。

音楽学部音楽学科は収容定員320人であり、大学設置基準における学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は10人である。本学では教職課程（中・高一種）の教職に関する科目の担当教員2人を除いて、13人の専任教員を配置しており、これを充足している。

食文化学部現代食文化学科は収容定員320人、栄養学科は352人であり、大学設置基準における学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は各7人である。本学では教職課程（中・高一種、栄養一種）の教職に関する科目の担当教員2人を除いて、8人と16

人の専任教員を配置しており、これを充足している。また、栄養学科は管理栄養士養成施設、現代食文化学科の食と健康コースは栄養士養成施設であり、それぞれ栄養士法施行規則第9条及び第11条に定められている分野ごとの必要専任教員数も充足している。なお、現代食文化学科は平成30(2018)年度より栄養士養成課程の定員増に向けて申請中であり、対応した専任教員の配置を行う予定である。

子ども教育学部子ども教育学科は収容定員574人であり、大学設置基準上における学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は各10人である。本学では29人の専任教員を配置しており、これを充足している。また、子ども教育学科は保育士養成施設でもあり、指定保育士養成施設指定基準、児童福祉法施行規則に定める必要専任教員数も充足している。

本学は大学院音楽研究科音楽専攻も設置しており、専任教員7人が学生の指導にあっている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 及び SD に関しては、FD・SD 委員会にて年度毎に計画を立案、協議の上で実行している。平成29(2017)年度のFD・SD計画における教員能力開発計画(FD)では、大学の重点目標を受けて以下の2点を推進している。

① 魅力ある授業と学園創り

魅力ある授業と学園創造に向けた教員の能力アップのために教育力向上を目指すプログラムとして、「学生の主体性を引き出し、考える力を育成する指導法等について」外部講師による講演を全学教職員会議で開催し、授業評価アンケートの結果に依る顕彰対象教員の模範授業参観、そして3学部混成小グループでのワークショップによる振り返りと実践の取り組みを推進している。

② 休学・退学学生発生の減少

休学・退学学生発生の減少を達成するために、精神的な問題を抱える学生とその保護者を支援する知識や技能の習得を目的とした講演をFD&SD全教職員会議で開催することで、教員の能力アップを図る。

過年度から継続的な取り組みとして教職協働にて前期と後期の初めに連続欠席学生の調査を行うと共に、抽出された学生への継続的な支援を実施している。更にすべての学生との定期的な接触を図ることで、教員と学生の向学意識を向上させ、休学や退学を未然に防止するよう努力している。

本学では更に上記FD・SD計画において、教職員協働・共通能力開発計画として、教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために、FD&SD全教職員会議をはじめとして以下の取り組みを行っている。

① COC事業におけるFD・SD活動の推進

教職協働で大学の教育・研究・社会貢献機能を三位一体として改革し取り組む体制を整備してきた。COC運営委員会・学内COC委員会の活動を通して、とくに地域貢献活動では教職員ともに指導や調査に当たっている。今後、COC事業にお

ける教職協働の成果を分析し、FD・SD活動のレベルアップを図る。

② **FD&SD 全教職員会議**

例年 4 月、9 月及び 1 月の年 3 回実施する全教職員会議において、経営・財務状況、経営改善計画の実績・進捗等の説明会、COC 事業講演や各種講演を実施する。

③ **評価者研修**

例年 12 月に教職員対象者に適正評価のための人事評価者対象研修を実施し、本学人事評価に係る留意点等を説明している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年度からの音楽学部及び子ども教育学部の収容定員変更による影響、及び平成 30(2018)年度を予定する食文化学部現代食文化学科の栄養士養成課程の定員増に向けた申請による影響を勘案して、学園全体として計画的な教員配置の見直しを行う。

教員の資質・能力向上については、今後も教員の研修会等を充実させ、さらなる FD 活動の充実に努める。また、教養教育を始めとして、組織として学部を横断する形での全学教務委員会・教養教育専門部会等の活動への要求が高まっており、教職協働で学生の教育に取り組む体制づくりを推し進めていく。

4-3 職員の研修

《4-3 の視点》

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

FD 及び SD に関しては、FD・SD 委員会にて年度毎に計画を立案、協議の上で実行している。平成 29(2017)年度の FD・SD 計画における職員能力開発計画（SD）では、大学の重点目標を受けて以下の二点を推進している。

① **中堅職員の能力開発**

事務局或いは全学にて対応する案件において、事務局内での案件毎のリーダー及び担当者を明確にし、事務局長直接の指揮の下にリーダー及び担当者が補助金獲得や関連省庁の調査・適正対応等に向けて行動することで、企画力及び問題解決能力等の対処業務遂行に必要な能力向上を図る。本件による中堅職員のレベルアップにより、事務局全体の業務遂行能力の向上を図る。

② **学外研修**

私学事業団、日本私立大学協会及び日本私立短期大学協会が主催する研修会の受講と受講後の事務局会議または部署内での報告により、業務遂行能力及び発表

能力の向上を図る。

4-2-②で述べた通り、本学では更に上記 FD・SD 計画において、教職員協働・共通能力開発計画として、教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために、全教職員会議をはじめとした各種の取組みを行っている。

4-2-①で述べた教員の人事評価と同様に、職員も人事評価制度の対象であり、等級規程に定める等級基準書を判断基準として人事評価表を作成する。人事評価制度のもう一本の柱としての重点目標の達成度も教員同様に評価の対象となる。重点目標は理事長が定める学園基本方針に従い、事務局長が年度毎に重点的に注力する事務局目標を設定する。全職員は事務局目標に対応した各部室の重点目標に従い、目標成果管理表に各人の目標を期初に設定し、期末に実績を報告する。平成 29(2017)年度からは、更に能力開発目標を目標成果管理表にて設定する改訂を行い、継続的・自主的な能力開発を促している。

教員と同様に、人事評価表に目標成果管理表の結果が転記され、総合評価としての人事評価が決定される。人事評価表は重要な人事評価資料であり、部長、事務局長、最終的には理事長が点検し、評価を決定している。この人事評価制度は人材育成を目的としているので、その評価結果は各人に還元され説明が行われる。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年 4 月 1 日から施行された大学設置基準の一部改正により、事務職員・事務組織はこれまで以上に積極的な役割を担い、大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮することが求められていることから、教員・事務職員等の垣根を越えた教職協働の取り組みを進めていく。

本学における FD・SD 計画はこれまでも教職協働を前提に推進してきたが、上記を踏まえた職員能力開発を一層推し進めていく。

4-4 研究支援

《4-4 の視点》

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

運営会議の管轄下に置かれている学内附属研究センターとして、演奏芸術センター、商品開発交流研究センター、仏教文化研究センター、子ども教育研究センターがあり、本学の研究活動の中核を担っている。

演奏芸術センターの歴史は昭和 41(1966)年、津山の作陽音楽大学に始まる。堤温先生の学部長時代から教員と学生がひとつになり、「音楽の街・津山」、「日本のザルツブルグ」を目指して幾多の演奏会が津山文化センターを中心に開催された。昭和 55(1980)年にパイプオルガンを備えた聖徳殿が竣工した。昭和 57(1982)年に世界的指揮者の渡邊暁雄先生が学部長に就任されたのを機に、国際色も一段と豊かになり、「津山国際総合音楽祭」、「津山第九演奏会」などが産声を上げた。以来、国内外の著名な演奏家やオーケストラが本学を訪れて、学生や教員に高い次元の感動と刺激を与え、卒業生の多くが演奏家・音楽指導者として活躍する契機となった。

平成 8(1996)年の倉敷市移転に伴い、岩城宏之先生をはじめ国内外から優れた客員教授を招聘することにより、音楽的にも国際的にも飛躍した。この時期にはカーネギーホール(New York)、ヴェルディ音楽院(Milano)で演奏会も開かれ、作陽の音楽の歴史に大きな足跡を残した。平成 12(2000)年にはロシアの国立モスクワ音楽院と提携して特別演奏コースが開設され、同音楽院とほぼ同一の指導と共に、ユーリ・スレサレフ教授らの世界最高水準の演奏が本学のホールに響いている。

商品開発交流研究センターは平成 14(2002)年 4 月に設立され、公開シンポジウム、高校生商品開発コンペ、学生懸賞論文、研究セミナー等も主催してきた。センターは多くの食品・健康産業界、企業、各種行政機関、地域市民と連携し、本学が持つ教育・研究の成果を地域や産業の活力創出に貢献すると共に、商品を総合的に理解し独創的な発想のできる学生の養成を目的としている。具体的な活動内容は、①社会貢献として、食品関連企業との共同研究、受託研究、技術相談等への対応、②学生教育として、学生参画による柔軟で斬新な発想に基づく商品開発の実施、③諸行事への関わりとして、地域社会の市民等に向けた公開講座等による食文化啓発活動などである。

仏教文化研究センターは平成 17(2005)年 4 月に設置された。その目的は建学の精神の理解促進・具現化、建学の精神に関わる行事の企画・実施、仏教文化の研究等である。これらの目的を達成するため、平成 17(2005)年に「月例集会」のテキストである「まはーやーな」を編集・刊行した。そしてほぼ毎月「月例集会」を実施し、毎年「報謝の集い」を企画・実施している。また、公開講演会や公開読書会（「歎異抄読書会」など）を開催している。さらに仏教伝道教会や他大学の仏教関係研究所等と交流している。研究に関しては「善導のリアリズムの精神とその歴史的展開」、「パラダイム・シフトの時代の悲劇を救う世界観」、「文明のダイナミズム」等の論文を発表している。

子ども教育研究センターは「子ども教育学部」発足 1 年前の平成 19(2007)年 4 月に開設された「子ども研究センター」を前身としている。本センターの目的は「子どもに関する基礎的・理論的研究及び実証的調査研究を行うと共に、その成果を子ども教育の実践に広く生かし、社会に貢献すること」にある。幅広い地域貢献と本学学生の資質向上を目指し様々な取り組みを行ってきたが、平成 25(2013)年度からは事業を「研修セミナーの開催」と「さくよう森の広場 どんぐりっこの開催」に焦点化し、名称も「子ども教育研究センター」と改め、それぞれの活動をこれまで以上に充実させることにした。特に、研修セミナーは「リフレッシュセミナー」と総称し、「子ども教育」の第一線で活躍されている専門家を招聘し、学生や卒業生、近隣の保育者、教師、関係機関の職員の方々と共に学び、地域の子育て支援に資している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出している。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が求められている。研究者一人ひとは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要がある。

本学では、「研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図」を明確にすると共に、年1回のコンプライアンス教育を実施し、研究倫理に対する厳正な運用に対処している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学研究費等に関する規程に従い、教育職員の研究活動を推進する体制を整えている。当該規程にて対象となる研究は個人研究と特別研究の二つがあり、個人研究は本学常勤教員又は専任教員個人が行う学術発展の為にを行う研究、特別研究は、本学の教育改善、研究の推進上必要であると認められる研究を指す。

個人研究助成金は、上記規程と研究助成基準等に従い、期初に個人研究助成金申請書を対象の教育職員が作成・提出し学科長、学部長の確認を経て最終的には学長が決定する。承認された助成金の使用に際しては、学科長、学部長、及び事務局が上記規程及び関連する規程を準用して確認の上、学長の決裁を経て執行している。期末においては、助成金を受けた教育職員は教育研究業績書及び個人研究助成金使用報告書を作成し、学科長、学部長の確認を経て最終的には学長の決裁を得ている。

特別研究は、特別学術研究と特別教育研究があり、特別研究費の助成総額は1会計年度ごとに別に定める額の範囲内で配分される。助成のための申請書は、学科長、学部長経由で提出され、研究委員会において申請の内容について採否及び助成額が審議され、学長が決定する。平成29(2017)年度においては、学長裁量経費として30万円の予算を確保している。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成8(1996)年度に津山市から倉敷市へ移転し、今年度は22年目にあたる。研究環境は徐々に整備されてきているが、将来に備えてさらなる充実を図っていく。施設・設備の安全性確保のために点検等は慎重に行っているが、老朽化は避けられない為、施設・設備の更新も視野に入れた整備計画を策定する。一方で、教育と研究は車の両輪に例えられるように、双方の改善と向上を見据えた取り組みを実施し、コンプライアンス関連の規程等の整備も充実させる。

【基準4の自己評価】

基準4については、研究活動の中核となる学内附属研究センターの演奏芸術センター、商品開発交流研究センター、仏教文化研究センター、子ども教育研究センターにおいて、地域貢献活動に実績をあげている。これらのうち、商品開発交流研究センターを窓口として、大型スーパーマーケットとの連携による「500Kcal 台のバランスメニュー」は平

成 27(2015)年度に引き続き、平成 28(2016)年度の 3 月に第 2 巻が発刊され、食による疾病の一次予防に有用なレシピ集として利用者から好評を博している。

研究倫理に対する厳正な運用については、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿って「研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図」を明確にすると共に、年 1 回のコンプライアンス教育を実施している。

また、本学では、くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学研究費等に関する規程に従い、教育職員の研究活動を推進する体制を整えていることから基準 4 を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

《5-1 の視点》

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人作陽学園は「学校法人作陽学園寄附行為」（以下「寄附行為」）において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、経営理念及び教育理念に基づく学校教育を行うことを目的とする」としている。本学園の建学の精神は「大乘仏教に基づく豊かな人間性の涵養」であることから、「念願は人格を決定す 継続は力なり」を学是とし、各学部の専門性と心豊かな人間性を併せ持つ「菩薩道を歩むプロの養成」を行っている。教育基本法及び、学校教育法を遵守し、また私学としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や、諸規程を整備して高等教育機関として社会の要請に応え得る運営を行い、建学の精神及び本学の目的実現に向けて努力している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に定める「理事会」を最高意思決定機関とし、その諮問機関としての「評議員会」を設置して経営上の重要事項に関して審議している。理事会の下に「運営会議」と「改革会議」を設置し、「運営会議」では本学園各設置校の運営に関する重要事項について、「改革会議」では主に本学の教育改革、経営改革等について理事長の諮問に応じて協議を行っている。教学部門の重要な事項は「教授会」の議を経て決定することとなっている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

危機管理について、様々な事例についての具体的な対策や、教職員の役割等を示した危機管理マニュアルを作成して周知している他、「危機管理に関する細則」、「作陽学園消防・防災計画」を整備している。また学生、教職員は毎年行っている防災訓練等で日頃から不測の事態に備えている。

環境保全、安全への配慮について、本学校舎は平成 8(1996)年度以降に完成した建物であり、「建築基準法」に基づいた安全対策がとられ、耐震性も基準に合致している。警備については外部の警備会社に委託し、学内の安全が保たれるよう監視を行っている。校地は全体にわたって緑化に努めており、受動喫煙防止法に基づいた分煙措置も講じている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における経営の規律と誠実性については現在問題なく維持されているが、社会情勢の変化に対応するべく、使命・目的の実現に向けてコンプライアンスの積極的な推進を図る。

5-2 理事会の機能

《5-2 の視点》

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の最高意思決定機関である「理事会」は理事長のリーダーシップの下に年間 7 回（4 月、5 月、9 月、10 月、1 月、2 月、3 月）開催し、寄附行為に定めるところにより経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、改組、諸規程の改廃等について審議を行っている。理事の構成は 6 人以上 13 人以内とし、平成 29(2017) 年度における理事会構成員は内部理事 6 人、外部理事 3 人となっている。選任区分と定員及び選任区分ごとの現員は以下のとおりであり、適切に選任されている。

- (1) 作陽学園学園長（現員 1 人）
- (2) くらしき作陽大学学長、作陽音楽短期大学学長、岡山県作陽高等学校校長、くらしき作陽大学附属認定こども園園長のうちから理事会において選任した者（現員 1 人、大学学長、短大学長、認定こども園園長は兼任）。
- (3) 評議員のうち評議員会において選任した者 2 人以上 4 人以内（現員 3 人）。
- (4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2 人以上 4 人以内（現員 4 人）。

監事の定員は 2 人以上 4 人以内となっており、現在の監事の数 は 2 人である。監事はほぼ毎回理事会に出席し、積極的に活発な意見を述べると共に、業務の執行状況及び財産の状況の適正性について監査を行い、学園の教育研究機能の向上や財政の基盤確立に努めている。

また、理事会には法人と教学部門の連携を目的とし、オブザーバーとして各学部長や事務局役職者も毎回出席していることから、教学部門の意思が運営に反映できる体制が整っている。

理事会の開催日時は、前年度の 1 月に開催される理事会において理事および監事の日程も勘案の上決定している。従って理事及び監事は止むを得ない事情を除いて全ての理事会への出席が可能な体制となっている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私学をとりまく環境は今後更に厳しくなることは明白であり、本学が機動的かつ安定的に運営を行っていくために、理事会と学内役職者は学園の永続を基本とし、経営意識

を高め学園運営に努めていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

《5-3 の視点》

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人を代表する理事長は学長を兼任しており、運営会議、改革会議、教授会等へ毎回出席している。またこれらの会議体の構成員は、理事長、学長ら学内理事を含んでおり、法人と大学との意思疎通の場として機能し、互いが学園全体の繁栄を基として運営に取り組んでいる。

また理事長は、設置校の事務を統括管理する事務局が毎月行っている事務局会議においても、毎回出席し日常的な諸問題等も把握し、指導を行っている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学は理事長の下に、学長をトップとする教学組織と事務局長をトップとする事務組織が互いに独立した形態の組織となっており、教学にかかる事項は教員による会議等で、事務にかかる事項は職員による会議等で、共通する事項については教職員合同の会議体等で審議するということを基本としている。こうした体制をとることによって教学組織と事務組織は適度な緊張関係が保たれており、教学部門と事務組織の相互チェックが効率的に機能している。

監事の選任については、寄附行為第 8 条において「法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定されている。職務についても寄附行為第 15 条において以下のように定めており、適切に職務を遂行している。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

監事は、監事監査規程に基づいた業務監査及び会計監査を実施し、監査報告を行っている。また、ほぼ毎回の理事会、評議員会へ出席し、日常の業務において積極的に意見を述べている。また、平成 23(2011)年度から内部監査役を置いたことにより、内部監査結果報告を監事に行う等、双方の連携がとれる体制が整っている。

評議員会については、寄附行為第 18 条において定め、議決事項（第 20 条）、諮問事項（第 21 条）は以下のとおりである。

議決事項

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く）基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する事項
- (3) 合併
- (4) 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由による解散
- (5) 残余財産の処分に関する事項
- (6) 寄附行為の変更

諮問事項

- (1) 事業計画
- (2) 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項
- (3) 寄付金の募集に関する事項
- (4) 剰余金の処分に関する事項
- (5) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は、年間 3 回（5 月、10 月、3 月）開催し、主に予算、予算の補正の審議、決算及び事業の実績報告等を行っている。構成員は 19 人以上 29 人以内としている。

平成 29(2017)年度における評議員会構成員は寄附行為第 23 条に基づいて 1 号評議員 4 人、2 号評議員 6 人、3 号評議員 5 人、4 号評議員 5 人となっている。

(3) 5－3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学は、定期的に行われる主要な会議（運営会議、改革会議、教授会等）を学内理事と学内役職者で構成していることにより、常に意思疎通、相互チェックがとれる体制がとれている。永続的な学園運営を行っていくためのガバナンス強化は当然であるが、教職員全員が大学運営の当事者としての意識を持ってそれぞれの業務に取り組むことが、学部の特徴や独自性を明確にし、健全な学園運営に繋がっていく。

5－4 財務基盤と収支

《5－4 の視点》

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 27(2015)年度から 5 ヶ年の中期計画である「学校法人作陽学園 経営改善計画」に基づき 5 ヶ年の財務計画表を策定するとともに、各財務比率の目標値を定めた。目標値及び前年度決算に伴う財務比率については、理事会にて報告し、進捗管理している。

また、理事会にて決定される予算編成方針の一つに、「学校法人作陽学園 経営改善計画」の視点に立った予算措置とすることを盛り込むとともに、毎年の編成作業においては、教職員へ再度計画を配布し、数値目標・計画内容を念頭に置いた予算の策定・検討作業を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立に不可欠な外部資金については、平成 26(2014)年度から「COC 事業」に採択、経常費補助金の特別補助項目である「私立大学等改革総合支援事業」「私立大学等経営強化集中支援事業」については、平成 27(2015)年度、平成 28(2016)年度と 2 年連続の採択に至った。平成 27(2015)年度からは外部資金獲得増を目指して外部資金委員会を設置し、競争的資金、受託研究等の現状の把握と今後の方向性を協議している。

また、支出管理については、目的別予算管理を実施するとともに、会計管理システムにより執行状況をリアルタイムに把握、その状況を理事会開催ごとに報告し、支出の適正管理に取り組んでいる。

結果、過去 3 年間の決算状況は、平成 26(2014)年度の帰属収支差額比率（（帰属収入－消費支出）／帰属収入）及び平成 27(2015)・28(2016)年度の経常収支差額比率（経常収支差額／経常収入）の平均が 16.9%で、高い水準を維持している。平成 28(2016)－26(2014)年度の比較においても、人件費の減少などにより、その比率は約 7%上昇した。他の財務比率も良好であり、平成 28(2016)年度決算における積立率（運用資産／要積立額）は 124%と要積立額に対する金融資産の状況も万全である。また、借入金もなく、健全な財務状況といえる。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

収入の大部分を占める学生生徒納付金収入は減少傾向にあり、学園全体の入学定員充足率も平成 28(2016)年度において「学校法人作陽学園 経営改善計画」の目標値を下回っている。支出管理にも限界があることから学生数の確保に注力していく。

5-5 会計

《5-5 の視点》

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、「学校法人会計基準」及び本学園が定める経理規則等に基づいて、適正な処理を行っている。資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等の定められた計算書類の他、部門別（学部等別）の収支状況をより詳しく把握するために独自の事業活動収支計算書を作成し、部門別財務管理の資料として活用している。計算書類作成に至るまでの事務処理、予算管理については、会計管理システムを利用し適正に処理している。

また、会計処理上の不明確事項等は、その都度、会計監査人と相談して処理し、補助金に影響を及ぼす可能性のある処理区分については、特に注意を払っている。

予算については、前年度の3月までに決定する必要があることから、特に学生生徒納付金収入や人件費支出等については、予測による数値を基準として策定することとなる。また、修繕費等、想定外の支出が必要となる場合があるため、10月開催の理事会及び評議員会に補正予算案を提出し、その議を経て、補正予算を策定している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査について、私立学校振興助成法第14条による会計監査人の監査と法人役員の監事による監査を実施している。

会計監査人の監査は、毎年、監査基準に準拠した期末監査(5月)及び中間期監査(12月)をそれぞれ4日間受けている。その内容は、主に資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表、重要な会計方針及びその他の注記等の計算書類と、それらに関連する証憑書類について行われている。

監事監査における会計監査は、期末監査(5月)及び中間期監査(12月)を計2日間受け、その内容は主として会計監査人の監査結果の妥当性を判断することによって行っている。また、監事は会計監査人、内部監査部門との連絡会を年3回実施し、意見交換を行うなど、連携体制を整えている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学校法人会計基準、本学園の経理規則等に準拠して適正な会計処理を行うとともに、厳正な会計監査の実施体制整備に努める。

〔基準5の自己評価〕

本学は「寄附行為」および「寄附行為細則」により、建学の精神を中心とした教育理念を基に、高等教育機関としての社会的役割を果たすため、適切な学園運営に日々努力している。コンプライアンスの推進についても、「学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程」において理事長を中心とし、各設置校の長をコンプライアンス推進責任者として、法令順守に積極的に取り組んでいる。

また、本学管理運営体制の特徴として、教学部門と管理部門の協力体制を挙げることが出来る。本学における教学部門のほぼ全ての委員会、会議には職員が出席しており、教員と職員との円滑な意思連携と協働体制が取れている。学園運営に関わる重要な会議体においても、教員と職員が合同で組織し、教学部門と管理部門が一体となることにより、教員との密接なコミュニケーションと連携による協働体制を備えている。

財務についての大きな特徴は、純粋な借入金がないことである。本法人が今後も健全な財務体質を維持し、財政基盤をさらに堅固なものにするためにも、借入金利息や借入金返済の支出がないということは大きな強みである。しかし、教育研究活動の充実・強化と健全な財政の確立を図るために、収入の大部分を占める学生生徒等納付金収入の安定的な確保と、支出の大部分を占める人件費の抑制及び経費の効率的な配分による総額抑制が、経営管理の課題となることは確かである。

基準 6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

《6-1 の視点》

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

平成 7(1995)年に「くらしき作陽大学・作陽短期大学自己点検・評価等実施要綱」を定め、「改革会議」「自己点検委員会」を中心として内部質保証のための活動を自主的・自律的に実施している。現在の体制は平成 17(2005)年に確立しており「学校法人作陽学園寄附行為細則」には、自己点検評価について以下のとおり定めている。

（点検・評価）

第 6 条 くらしき作陽大学及び作陽音楽短期大学（以下「大学」という）は、建学の精神及び大学の目的を達成するため、学校教育法の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について点検・評価を行う。

（実施方法等）

第 7 条 点検・評価の実施方法等は、現状を正確に把握・認識し、前条の目的を達成するために有効・適切なものでなければならない。

（実施体制）

第 8 条 点検・評価は、第 6 条の目的を達成するために、設置校、学部、学科等の部局にとらわれることなく、学園及び大学の実情に応じた組織において行うこととする。

（結果の公表）

第 9 条 点検・評価の結果は、第 6 条の目的を達成するために有効と認められる方法によって公表することができる。

（項 目）

第 10 条 点検・評価の項目は、第 6 条の目的を達成するため有益かつ適切と認められるものでなければならない。

（期 間）

第 11 条 点検・評価は、年度ごとに行う。ただし、第 6 条の目的を達成するために必要と認められる場合には、一定の期間を定めて、または、期間をあけて実施することができる。

（認証評価）

第 12 条 大学は、教育研究等の総合的な状況について認証評価機関による評価を受けるものとする。

「改革会議」は「FD・SD 委員会」も兼ねており、議長は学長・理事長、構成員は副理事長、各学部長、併設短期大学学科長、事務局長、事務局各部長である。改革会議の

下部組織として、「自己点検委員会」、「IR 推進室」等がある。

自己点検委員会は、学長を委員長とし、委員は副理事長、各学部長、併設短期大学学科長、事務局長、事務局各部長と改革会議と同様のメンバーとなっている。

IR 推進室のメンバーは各学部、学科、併設短期大学の教員および事務局職員から偏りなく任命されている。

このように本学では内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立がなされている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

18 歳人口の減少に伴う生き残りの時代を迎え、大学に対する社会からの要請や期待はこれからも変化していくことが推測される。本学は社会的ニーズに対応した点検・評価の観点を取り入れつつ、使命と教育目的に即した独自の自己点検・評価活動に取り組んでいる。今後も社会からの要請に応えられるよう自己点検・評価を行い、本学教育の改善向上のための改革活動を引き続き行っていく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

《6-2 の視点》

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自己点検・評価は、「本学のディプロマ・ポリシー、アドミSSION・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを起点とする教育の質保証」と「学則に明記された本学の目的を実現するための本学全体の質保証」という本学内部の質保証のために行っている。それは当然「教育の質」と「本学全体の質」の改善・改革のための営みでもある。そしてそれらを自主的・自律的に行うための典拠が、前述した「学校法人作陽学園寄附行為細則」における自己点検・評価に関わる条項である。

本学では改革会議において毎年、前年度の自己点検項目を見直した上で新たに自己点検項目を定めている。それに添って自己点検委員会が自己点検・評価を行い、その結果は自己点検報告書として本学のホームページ上に公開している。それに加え、4年に一度は日本高等教育評価機構の定める自己点検評価項目に基づいた自己点検評価書を作成し、本学の教員及び事務職員に配付している。また、各部署から偏りなく選出されている自己点検委員会の構成員は、自己点検・評価の進捗状況等を折にふれて各部署に報告している。したがって、自己点検・評価については、その結果のみならず過程に関する

情報も学内で共有している。

それだけでなく、自己点検・評価の結果は、運営会議、改革会議、幹部連絡会が、自己点検委員会と連携しながら学内の改革改善のために活用している。たとえば、自己点検・評価によって見出した課題は、本学の毎年度の基本方針に反映させている。この基本方針は理事長が定めるものであるが、各部署と各教職員は、基本方針に基づいて本学全体、学部、学科、事務局、及び個人の重点目標を設定する。各重点目標については、FD&SD 全教職員会議においてそれぞれの取り組み方、進捗状況、及び達成状況を発表するので、自己点検・評価の結果と同様、学内で共有できる。そして重点目標達成への取り組みにより教育の質と本学全体の質の改善を図っている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の質保証に向けた自己点検・評価のための調査及びデータの収集は教育支援室などの各部署が行い、その結果は主としてIR推進室が分析している。IR推進室は、平成28(2016)年度に改革会議の下に新設した部署であり、平成23(2011)年度に設置した高等教育研究センターをIRに特化したものである。

平成28(2016)年度に実施し、平成29(2017)年度にも実施または実施予定の調査等は、授業評価アンケート（教育支援室）、学修行動調査（IR推進室）、学生生活満足度調査（教育支援室）、保護者対象アンケート（教育支援室）、卒業生対象アンケート（入試広報室）、企業対象アンケート（進路支援室）、受験生対象アンケート（入試広報室）、高校教員対象アンケート（入試広報室）、大学生基礎力レポート（教育支援室が業者に委託）、休退学調査（教授会・教育支援室）、入試選抜方法妥当性検証（入試広報室）である。

これらのうちIR推進室が分析を担当するのは、授業評価アンケート、学修行動調査、学生生活満足度調査、保護者対象アンケート、卒業生対象アンケート、企業対象アンケート、受験生対象アンケート、及び高校教員対象アンケートである。学修行動調査は、学生の学習時間や学修の実態を明らかにしようとするものである。卒業生対象アンケートでは卒業生の本学への期待や要望を問い、企業対象アンケートでは、卒業生が就職している企業に採用条件、卒業生の印象、本学の教育への要望などを尋ねた。

IR推進室が担当していない大学生基礎力レポートは全学部（複数年）を対象として行われ、その結果は委託業者によって分析された。分析結果は学生に還元されるとともに、自己点検・評価に関わる各部署やアドバイザーに報告されている。休退学調査結果の分析は担当教員と教育支援室員が協働で行った。入試選抜方法妥当性検証の結果は入試広報室が分析した。

また、以上の調査等には含まれないが、自己点検・評価に資するものとして「教育と研究」及び「建学の精神レポート集」がある。「教育と研究」は、学長の指示により各教員の年度ごとの教育・研究の成果等をまとめた年次報告書である（平成28(2016)年度版は未刊）。「建学の精神レポート集」は、理事長が提示したテーマについて全教職員が執筆した建学の精神に関するレポートを冊子にまとめたものであり、毎年発刊している。「建学の精神レポート集」により教職員は建学の精神についての理解を相互に学ぶ

ことができる。そのみならず、建学の精神に関するレポートの執筆は、教職員一人ひとりが本学構成員としての自身の姿勢を自己点検・評価する機会でもある。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

18 歳人口の減少に伴う厳しい生存競争の時代を迎え、学生の質が多様化しつつある今日、大学への期待や要請は刻々変化している。そのような状況下で本学が使命を果たすためには、本学に何が求められており、それに応えるには何が必要かと問い続けなければならない。そのため、既成の基準や視点で自己点検・評価するだけでなく、本学独自の基準や視点による自己点検・評価が必要である。よって、そのような基準や視点を見いだすための検討を行っていく。

それに関連することであるが、実施する調査等の要否は、それを検討し続け、調査等の新設、継続、廃止の判断を定期的に下す必要がある。その検討は IR 推進室等が担う。また、「教育と研究」の発刊を含めた、分析結果の共有と公表の仕方には議論の余地がある。それらも検討する。

6-3 内部質保証の機能性

《6-3 の視点》

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、専攻過程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学の自己点検・評価の実施機関である自己点検委員会は、理事長（学園長・学長）・副理事長（副学園長）・各学部長・事務局幹部等から構成される「改革会議」の下に設けられている。「改革会議」は毎年度の活動計画を決定し（Plan）、評価項目の見直し等を行った後、各学部及び事務局における職務や教育研究活動等として実施（Do）され、その活動点検（Check）は、下記に述べるような手続きで「自己点検委員会」において実施される。活動の結果に関しては、改革会議に逐次報告され、課題がある場合は適宜対応し、改善や規程の見直し等を実施している（Action）。

なお、各年度の活動計画を推進するための「自己点検委員会」における具体的な活動は以下のとおりである。

- ①現状の課題：当該年度初期に設定する。（前年度からの継続実施事項を含む）
- ②改善に向けた方策：当該年度初期に設定し、以降状況に応じ適宜追加する。
- ③実施状況：推進部署等において、当該年度中に活動状況を記録する。
- ④自己点検委員会を適宜開催し、②③について確認するとともに推進・修正を行う。
- ⑤当該年度に達成できなかった事項を、次年度の継続取組事項として引き継ぐ。

上記①～⑤のサイクルを毎年繰り返すことにより、常時進捗を確認しながら自己点検・評価活動を推進している。この目標による管理や自己点検・評価活動はPDCAのサイクルを意図したものであり、本学には定着した制度となっている。

こうした、自己点検委員会による自己点検の他に、本学では年度単位の重点目標の達成に向けての PDCA サイクルと教員個人の教育研究活動に関する PDCA サイクルも並行して展開している。

年度単位の重点目標達成に向けた PDCA サイクルは、毎年度の重点目標の基となる年度の基本方針を「改革会議」の審議を経て、理事会で決定して（Plan）、この基本方針に基づいて、各学部、学科や事務局、事務局各部署が重点目標を設定し（Plan）、更に教職員がその所属する部門の目標達成に寄与する個人の目標を設定する（Plan）ことから始まる。各部門の長及び、個々の教職員は、この目標達成に向けて行動し（Do）、各部門は FD&SD 全教職員会議において、年 2 回その達成状況について中間報告及び結果報告を行う（Check）。

個々の教職員は年度末にその成果を自己評価するとともに、上司の評価を受ける（Check）。各部門や個々の教職員はこの自己評価や上司の評価のフィードバックに基づき新たな課題に取り組む（Action）。

また、教員個人の教育研究活動に関する PDCA サイクルは、教員の 1 年を単位とした教育と研究の成果と自己評価を業績貢献自己報告書としてまとめる。

この業績貢献自己報告書は「教育」、「学生支援」、「研究（演奏を含む）」、「管理運営」、「社会貢献」、「人事」に関する職務領域について記載する欄を設けている。教員はそれぞれの職務領域での目標を設定し（Plan）、1 年間の活動（Do）の結果を報告するとともに、「自己評価」を記載（Check）する。この自己評価に基づき次年度教育・研究活動の改善・改革を行う（Action）という制度である。

（3）6－3 の改善・向上方策（将来計画）

現在の「自己点検委員会」における活動は、前年度の改革活動に関する情報を収集・検証し、それを踏まえて、今後の改善や改革のあり方等を検討し推進することを中心としている。

今後、改革活動を PDCA サイクルに対応してより積極的に展開するために、これまでの活動はもとより、「理事会」、「運営会議」、「改革会議」等の主要な会議や、「教授会」、「IR 推進室」等から問題提起された諸課題や改革案について「自己点検委員会」において積極的に検討を行い「改革会議」へ提案し推進する体制をとる必要がある。それによって、自己点検の役割を担う教職員の意識の向上や、問題点を把握することによる自発的な改善に繋げていく。

〔基準 6 の自己評価〕

本学の自己点検・評価活動における特長は、大学としての自己点検・評価に基づく PDCA サイクルに併せて、教職員個人の目標設定による PDCA サイクルを制度として設け、更にこの個人の PDCA サイクルが常に「建学の精神にかえる」ことを主軸として回

転するよう意図している点である。このことが、私立大学としての存在意義の確認と教職員の改善・改革意識を醸成する上で有形無形の効果を上げており、本学の自己点検・評価体制は有効に機能している。